

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

編 部 情 報 閣 內

報 過

號 日 六 十 月 八

日米通商條約廢棄問題

農林水產物の増産計畫
新民會とは何か
世界捕鯨戰の話
興亞奉公日設定ざる

五錢

第一四八號

昭和十四年十月九日發行

(毎週二回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさ大の書本)

週報

昭和十四年十月九日第三種郵便物認可

(毎週二回水曜日發行)

は 体 身 と 齒 い 強
で 磨 齒 用 藥 の こ

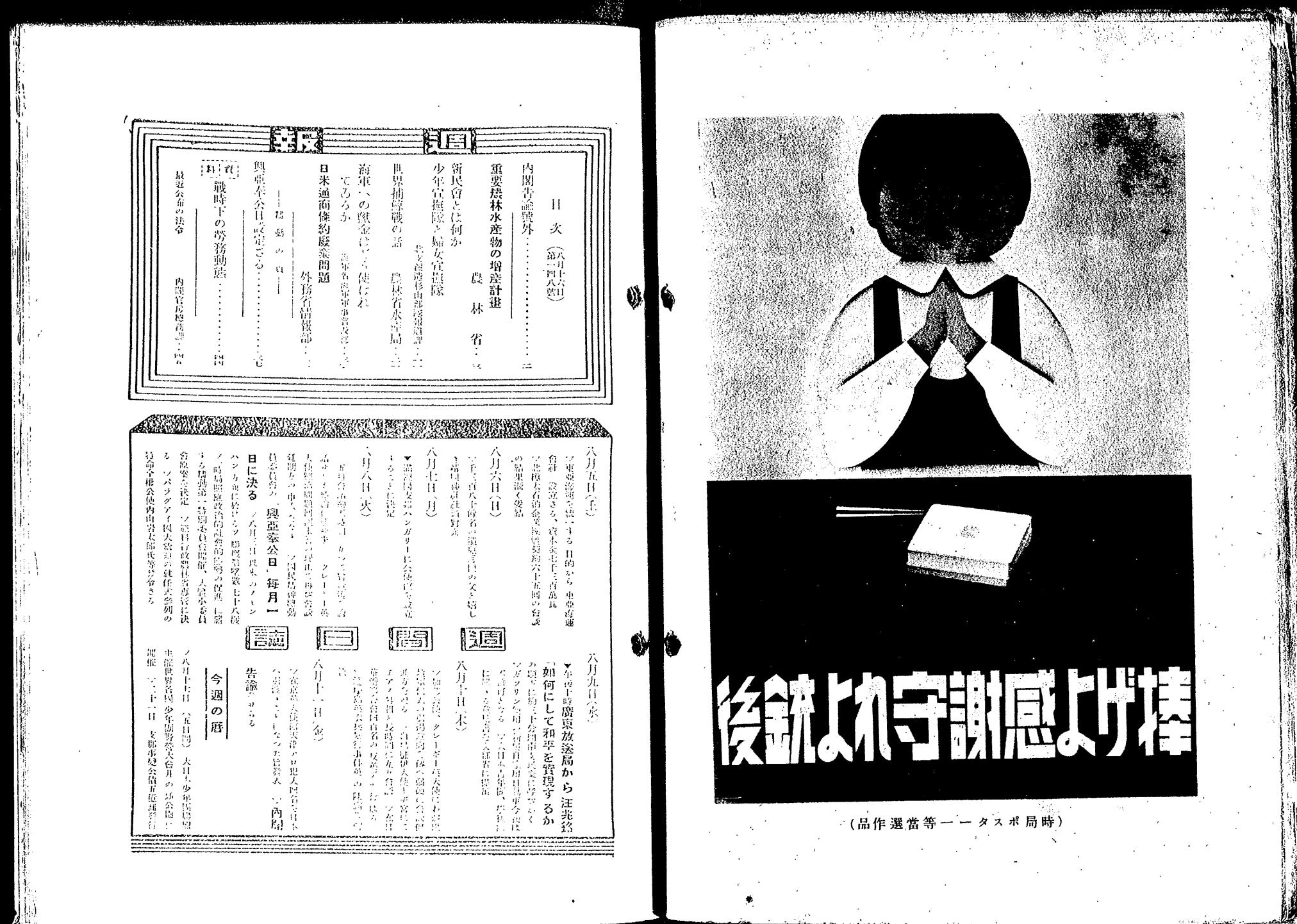


藥 用 ク ラ ブ ド 齒 磨

薬用歯磨として
最高の性能！

一般の粗続な歯磨では大切な齒の健康は保証されません。そこで、薬用クラブ歯磨は人犬専用歯磨に於ける最も清潔力で口の中のバクテリを完全に淨化すると共に歯と歯ぐきを柔軟的に強化しますから、虫歯・歯周病・歯槽膿漏を的確に防止します。

アシア・ペーパー・マガジンズ
Asia Paper Magazines



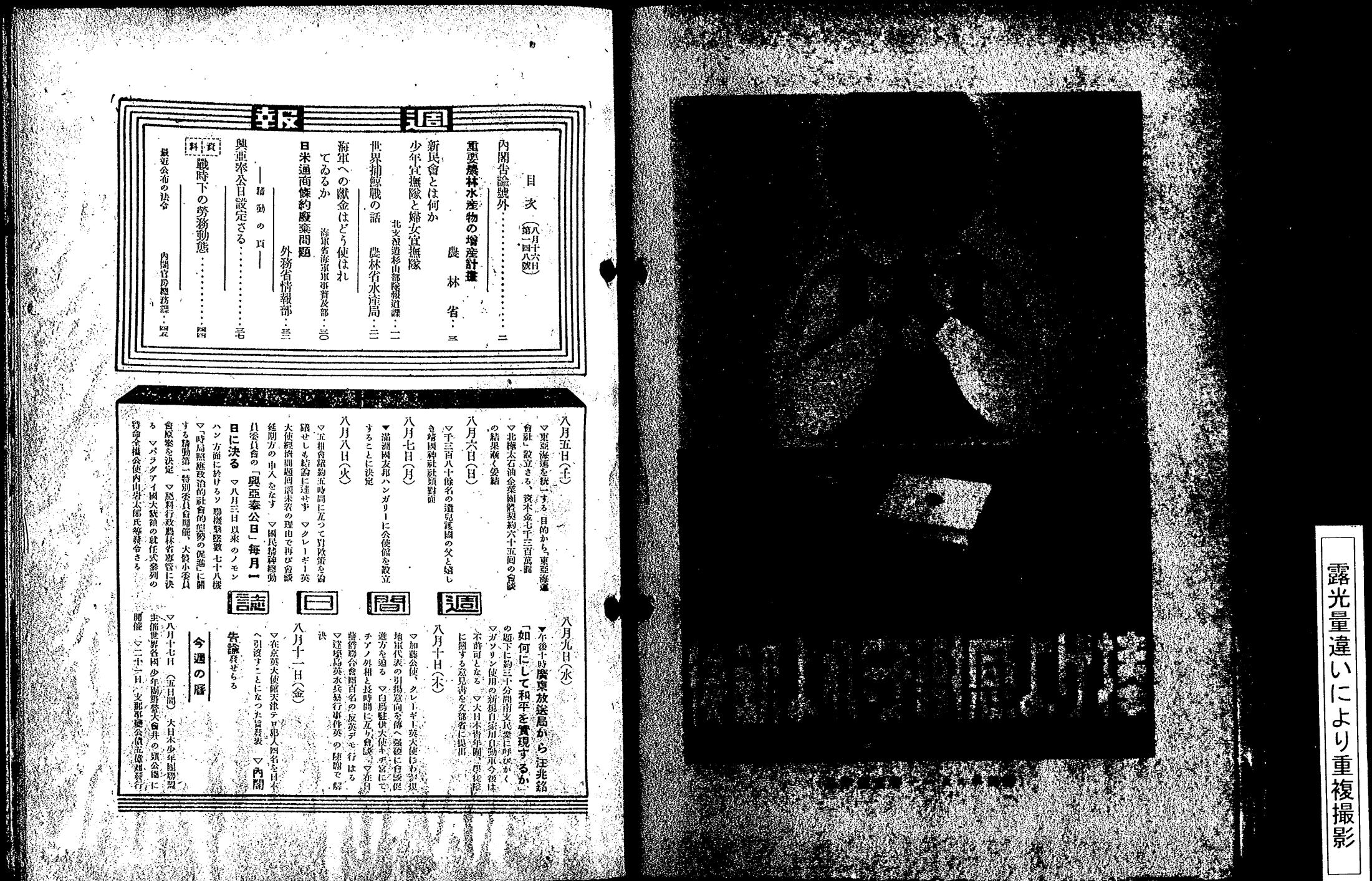
露光量違いにより重複撮影

アシシアは日本を代表するアーティスト
アンド・クリエイターとして、世界中のアーティストと連携して、アートプロジェクトを行っています。

後記は守謝感より様

(品作選賞等一ータスボ局時)

露光量違ひにより重複撮影



目次 (八月十六日)
内閣告諭號外 二
重要農林水產物の增産計畫 二
新民會とは何か 三
少年宣撫隊と婦女宣撫隊 三
世界捕鯨戰の話 三
海軍への獻金はどう使はれてゐるか 三
日米通商條約廢棄問題 三
一 緒動の頁 三
興亞奉公日設定される 三
戦時下の勞務勤務 三
最近公布の法令 三
内閣官房總務課 三

八月五日(土) 八月九日(水)
▼東亞海運を統する目的から東亞海運會社設立する資本金七千三百萬圓
▼北樺太石油収穫團體約六十五回の會議の結果漁業公話
八月六日(日) 不許可となる。▼大日本會津開港場事務所に提出する意見書を文部省に提出
▼千三百八十九條名の遺見英國の父と残しき精因病院就診對面
八月七日(月) 八月十日(木)
▼滿洲國政府ハガリ一に公使館を設立することに決定
八月八日(火) 地圖代表の引揚意向を傳達する。地圖は日本に進方を迫る。▼白鳥駐紮本多兵立にてチアノ外相と長時間に亘り會議。又在日華僑聯合會開會の反英デモ行はる。
▼加賀公使、クレーリー英公使の交換
▼滿洲國政府は政間に互つて貿易政策を諮詢せしも結論に達せず。マクレーギー英大使經濟問題の理由で再び會議
眞咲方の申入をなす。▼國民精神騒動員委員會の興亞奉公日毎月一日に決る。八月三日以來のノモンハン方面に於けるソ聯機械裝置七十八機
▼「時局照應政治的社會的關係の促進」に關する特別委員會開催。大蔵小委員會を決定。▼財科行政總務省教育省決
る。▼バラグアイ國大統領の就任式參列の賛同全權公使内山岩太郎氏等發令さる
志 言 告諭

内閣告諭號外 (昭和十四年八月十一日官報號外)

支那事變勃發以來茲ニ二年有餘、我威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健闘ト、軍後國民ノ協心戮力トニ依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ。然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ畏クモ 聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク 教旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ。

顧フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競ウテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ。唯夫レ今後局面ノ益、重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之ニ即應シテ更ニ一層ノ強化ヲ必須トスベシ。是レ冀ニ其ノ新展開ニ關スル基本方針ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツツアル所以ナリ。因テ茲ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、毎月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日即チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省、的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼賛シ、以テ國力ノ増強ヲ圖リ、強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ積シテ大ナル目的ニ到達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ 教旨ニ奉對スル所アラン。是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

内閣總理大臣 男爵 平沼 駿一郎

重要農林水產物の増産計畫

農林省

戰時に於ては食糧の需要は一層増大する事實に鑑み、これが一層の増産を圖ることは最も喫緊の事柄である。

今わが國は總力を聖戰の目的貫徹に集中し、長期建設に邁進してゐるが、このときに當り、國家活動の根基である重要な農林水產物の生産の維持増進を圖ることは刻下緊急の要務である。

即ち第一は國民の主要食糧の確保である。出來、わが國の主要なる食糧品は殆んど國內で自給し得たのであって、この事は平戰時を通じてわが國經濟の絶大な強みであつたのであるが、更に時局の進展と共に一段とその重要性が加はつてきた。萬一これが供給に不安を感じ、やうな事態に立ち到るならば、皇軍及び鈍後國民の士氣に甚大なる影響を及ぼすことになるのである。殊に

戰時に於ては食糧の需要は一層増大する事實に鑑み、これが一層の増産を圖ることは最も喫緊の事柄である。

第一は工業原料品の供給である。勿論工業原料品を自己に輸入し得た時には、この問題は左程重要性を持たないが、戰時には外國より輸入できない工業品を農山漁村から得られる原料を資材として、國內で製造し輸入品に代用せしめなくてはならない。わが國のやうな資源に乏しい國ではこの事が特にそれは重要なことである。

第三は貿易關係農林水產物の生産擴充である。長期建設の目的達成のためには、輸出貿易の振興による外貨の獲得はますく緊切となつてきただのであるが、農林水產物は生産資材を海外からの輸入に俟つことの少い輸出品として現下の經濟體制上特に重要視されなくてはな

らない。従つて農林水産物の輸出は今後いよ／＼伸長せしめると共に徹底的に生産擴充を圖る必要がある。

以上の必要に即應して、農林省では事變勃發以來農林水産物の生産擴充のために種々の施設を行つて來たのであるが、更に時局の進展に鑑み、重要農林水産物生産の維持増進の完璧を期するためには、その生産を計画的に遂行しなくてはよくその使命を果たすことが難しい實情にある。

そこでまず本年度はさし當り米穀、小麦、酒精原料の廿諸馬鈴薯、麻類、繭、木炭、畜產物、水產物等の計畫生産を行ふことにし、それ／＼一定の増産目標を定め、その増産數量を國は各道府縣へ割當て各道府縣は郡市町村より部落の實行團體へと生産割當を行つたのである。目下農山漁村はその割當られた數量の生産を責任を以て實行してゐるのであるが、この重要農林水産物の全商的増産計畫こそ實にわが農林政策としては割期的な政策である。

今般の増産計畫は、國に於て一定の生産計畫を立てて

三米穀年度などは内外地を通じて一億石を越えるに至つた。そして萬一天候不良の年柄にでも遇ふならば少からざる困難に直面しなければならない處があるのである。政
府はかかる米穀事情に鑑み、昭和十四年度に内地に於て
四百萬石、朝鮮に於て百二十萬石、臺灣に於て五十萬石
合計五百七十萬石の増産計畫を樹立したのである。而して右の増産數量の府縣への割當方法は、昭和八年以降の實績に基づき道府縣毎の平年作柄に於ける米穀反當收量を推定し、これに昭和十三年の稻の作付反別を乗じたものを基準として増産數量を配分して割當を行ひ、道府縣は更にこれを同様な方法で郡市町村に割當をしたのである。

増産確保の方法としては、耕地の改良擴張による作付

反別の增加によることが最も確實な方法であるが、これは速急本年度の增收を期待できないので、主として稻作技術を継動員して専ら反當收量の増加に俟たうとする

れを各道府縣、市町村、部落、農家へ割當て所期の成果を擧げようとするもので從來の農村經濟更生計畫とはその趣旨を異にしてゐるのである。以下本年度に於て政府が立てた重要農林水産物の増産計畫の概要を説明することにする。

一 米 穀

基準數量 六三、四五六、〇〇〇石
増産數量 四、〇〇〇、〇〇〇石

米穀はいふまでもなくわが國民の主食糧であるが、事變以來幸にもこれが供給に少しの不安もなかつたのである。しかしながら事變のため相當多數の壯丁が應召してゐるばかりでなく軍需產業等に轉出し、また後方の徵發買上、肥料その他の生産資材の消費規正等が行はれてゐるため、生産は勤もすれば減產の虞れがあるので拘はらず、その反面、米穀の消費は著しく増加し昭和十一年度に於ては約七百八十五萬圓の經費を計上して次のやうな施設を行ひ其の徹底を期することとした。

(一) 地域別耕種改善規準の設定並びに之が實施促進獎勵 (二) 水稻育苗施設獎勵 (三) 病害蟲防治獎勵 (四) 指導普及施設助成 (五) 増產獎勵金の交付 (六) 郡落團體事業助成。

二 小 麥

基準數量 九五〇〇、〇〇〇石

小麥はわが國に於ては米に次ぐ國民の食糧であり、約十年前迄は四百八十萬石(約五千萬圓)を海外よりの輸入に俟つた状況に鑑み、政府は昭和七年度より國內に於け

る小麥の自給自足を目標とする増産計畫を立て各般の方策を講じ、その結果は極めて順調に進展したのであって、最近では作付反別に於て七十二萬町歩、平年作柄に於て九百五十萬石に達しほゝその目的を達成したのである。

ところが事變勃發以來、外國產小麥の輸入が極度に制

限を受けるに至ると同時に、新たに北支那及び滿洲方面へ

の小麥粉の輸出が急激に増加し、これ等圓ブロック向の小

麥粉は大部分内地小麥を原料とせざるを得なくなつた。

そこで小麥の増産の必要に迫られ、内地需要に對する供給及び輸出用原料小麥の生産を考慮して取りあへず標記の増産計畫を立てたのである。この基準數量は昭和十一年より同十三年迄の三ヶ年平均反覆收量一石三斗一升に十三年の收穫反別を乗じたもので増産數量はその約一五・八%に當つてゐる。道府縣への割當は播種期を俟つて決定することになつてゐる。

増産の方法は増産數量百五十萬石中五十萬石は反當

收量の増加により、百萬石は約八萬町歩の作付面積の増

加にまつてあるが、右の増産計畫達成のために從來

れは何れも主として澱粉原料及び食料に供せられてゐたので、酒精原料としての新規の需要に對してはすべて新規の増産の要がある。従つて各道府縣への増産割當は食糧の需要多い府縣は原則としてこれを除き、增收可能な府縣に對して行ふことし、廿諸は關東以西二十八府縣に、馬鈴薯は北海道及び青森縣へ増産割當を行つた。

右増産計畫達成のために政府は昨年の實績に鑑み、買上價格の引上げをなすと共に從來の施設の外本年度に百十九萬圓を計上し次の如き増産獎勵施設を講ずることとした。

(一)種苗育成その他研究事業獎勵

(二)優良種苗の配給事業獎勵

(三)實地指導地設置獎勵

(四)乾諸製造設備獎勵

(五)配給幹旋獎勵

(六)增收獎作獎勵

(七)增產獎勵金の交付

(八)共同育苗園設置獎勵

(九)共同育苗指導。

四 麻類

苧麻 基準數量 (栽培面積) 三、七三〇、〇〇〇町
増產數量 (栽培面積) 一、九七〇、〇〇一町

大 麻 基準數量 (栽培面積) 九、三三〇、〇〇〇斤
増產數量 (栽培面積) 一、五二八、〇〇〇斤

亞 麻 基準數量 (栽培面積) 一〇、〇〇〇、〇〇〇斤
増產數量 (栽培面積) 一、五〇〇、〇〇〇斤

馬鈴薯 基準數量 (栽培面積) 二、〇〇〇、〇〇〇斤
増產數量 (栽培面積) 二、〇〇〇、〇〇〇斤

の施設を擴充する外、十四年度は百十七萬圓の經費を以て次の如き施設を講じてその徹底を期することとしたのであるが、尙ほ最近の事情に鑑み今一段の小麥増産を計画せねばならぬこととなるかも知れないものである。

(一)増產促進指導督勵施設獎勵 (二)増產獎勵金の交付

三 酒精原料の甘藷と馬鈴薯

甘藷 増產目標 一九〇、三〇〇、〇〇〇貫
馬鈴薯 増產目標 二三〇〇〇、〇〇〇貫

液體燃料資源に乏しいわが國では揮發油及び酒精の混

合によつて一部の自給を強化することは極めて緊要であ

る。政府は昭和十二年以降内地產甘藷及び馬鈴薯を原

料として酒精の製造に着手し、昭和十八年度には百八十萬石に達せしめる計画を樹立したが、昭和十四年度には酒

精製造量を六十五萬石と定め之に必要な標記數量數の甘

藷馬鈴薯の生産をそれと増產目標としたのである。

過去に於ける諸及び馬鈴薯の生産及び消費狀況を見

るに、前者は約十億萬貫、後者は約五億萬貫であるが、そ

れが過去に於ける諸及び馬鈴薯の生産及び消費狀況を見

るに、前者は約十億萬貫、後者は約五億萬貫であるが、そ

れが過去に於ける諸及び馬鈴薯の生産及び消費狀況を見

るに、馬鈴薯は北海道及び青森縣へ増産割當を行つた。

右増産計畫達成のために政府は昨年の實績に鑑み、買

上價格の引上げをなすと共に從來の施設の外本年度に

百十九萬圓を計上し次の如き増産獎勵施設を講ずることとした。

(一)種苗育成その他研究事業獎勵

(二)優良種苗の配給事

(三)實地指導地設置獎勵

(四)乾諸製造設備獎

(五)配給幹旋獎勵

(六)增收獎作獎勵

(七)增產獎勵金の交付

(八)共同育苗園設置獎勵

(九)共同育苗指導。

増產の割當は生産數量の外に新植面積について之を行ひ、既往の生産成績及び生産適地を考慮した上、苧麻について青森縣下外四十府縣へ、大麻については北

海に於ける諸及び馬鈴薯の生産をそれと増產目標としたのである。

海道外三十七府縣へ、更に亞麻については北海道に對して割當を行つた。

右の増産計畫達成のために政府に於ては軍需品としての買上價格を適正に決定すると共に約五十七萬圓の經費を計上して、次の如き増産獎勵施設を講ずることとした。

亞麻に付いては、(一)種子育成その他研究事業獎勵(二)優良種苗の配給事業獎勵(三)苧麻織維調製機設置獎勵

(四)實地指導獎勵。大麻については増加面積に於ける種子購入費助成及び亞麻については種子購入及び之と混播すべきクローバー種子の購入費助成。

五 蘭

基準數量

七十九四六一〇〇〇貫

増產數量

(新用途開拓) 一八二八九〇〇〇〇貫

生絲がわが國輸出品中の大宗である事實に鑑み、蘭の増産計畫を樹立し、輸出の増進を圖つて外貨の獲得に資し併せて國內に於ける纖維原料の自給と農家經濟の安定を期することは現下に於て最も緊要の事柄である。こ

基準數量	増產目標 蘭通木炭									
	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年
牛	一七七〇頭	一九〇〇頭	二〇〇〇頭	二一〇〇頭	二二〇〇頭	二三〇〇頭	二四〇〇頭	二五〇〇頭	二六〇〇頭	二七〇〇頭
豚	二二五〇頭	二三六〇頭	二四七〇頭	二五八〇頭	二六九〇頭	二八〇〇頭	二九一〇頭	三〇二〇頭	三一三〇頭	三二四〇頭
羊	一五〇〇只	一六〇〇只	一七〇〇只	一八〇〇只	一九〇〇只	二〇〇〇只	二一〇〇只	二二〇〇只	二三〇〇只	二四〇〇只
兔	四三二〇千隻	四五三〇千隻	四七四〇千隻	四九五〇千隻	五一六〇千隻	五三七〇千隻	五四八〇千隻	五六九〇千隻	五六九〇千隻	五六九〇千隻
鶏	四三三九〇只	四五三九〇只	四七三九〇只	四九三九〇只	五一一九〇只	五三三九〇只	五七三九〇只	六一三九〇只	六五三九〇只	六九三九〇只

六 木 炭

基準數量

七十九四六一〇〇〇貫

増產數量

(新用途開拓) 四〇〇〇〇〇〇貫

基準數量	増產目標 蘭通木炭									
	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年
牛	一七七〇頭	一九〇〇頭	二〇〇〇頭	二一〇〇頭	二二〇〇頭	二三〇〇頭	二四〇〇頭	二五〇〇頭	二六〇〇頭	二七〇〇頭
豚	二二五〇頭	二三六〇頭	二四七〇頭	二五八〇頭	二六九〇頭	二八〇〇頭	二九一〇頭	三〇二〇頭	三一三〇頭	三二四〇頭
羊	一五〇〇只	一六〇〇只	一七〇〇只	一八〇〇只	一九〇〇只	二〇〇〇只	二一〇〇只	二二〇〇只	二三〇〇只	二四〇〇只
兔	四三二〇千隻	四五三〇千隻	四七四〇千隻	四九五〇千隻	五一六〇千隻	五三七〇千隻	五四八〇千隻	五六九〇千隻	五六九〇千隻	五六九〇千隻
鶏	四三三九〇只	四五三九〇只	四七三九〇只	四九三九〇只	五一一九〇只	五三三九〇只	五四八〇千隻	五六九〇千隻	五六九〇千隻	五六九〇千隻

これに於て平年作と認むべき基準數量に對して生絲の需要關係を考慮して決定した標記増產數量を定めて増產計畫を樹立し、これに基づき道府縣の蘭生産力を參照して生産割當を行つた。

政府は右増產計畫達成のために既往の各般の施設の徹底を期するのみ外、之に關する經費四八五萬圓を計上して生産割當を行つた。

次に如き増產獎勵金の交付(一)蘭增產獎勵金の交付(二)違作防止施設助成(三)桑園病蟲害除施設助成(四)速成桑園の設置助成(五)指導督助成(六)新用途蘭の増產施設。

わが國に於ける木炭の消費は逐年増加し昭和十三年度にては約六億九千萬貫に達してゐるが、昭和十四年度に於ては右に加へて一般家庭用木炭の需要増及び各種重工业の發展に伴ひ銑鐵並びに特殊鋼製造用、二硫化炭素

病蟲害除施設助成(四)速成桑園の設置助成(五)指導督助成(六)新用途蘭の増產施設。

わが國に於ける木炭の消費は逐年増加し昭和十三年度にては約六億九千萬貫に達してゐるが、昭和十四年度に於ては右に加へて一般家庭用木炭の需要増及び各種重工业の發展に伴ひ銑鐵並びに特殊鋼製造用、二硫化炭素

用、活性炭素川、金屬工業用等の工業用としての普通木炭の需要増等の外木炭自動車の急速な普及計畫に伴ふガソリン代用木炭の増産が緊急の要務となつて來た。この點給の状勢に鑑み、燃料國策遂行上、普通木炭及びガソリン代用木炭について標記の増產計畫を樹立し、道府縣別の生産割當は平年作柄に於ける生産量を基準として之に地方の實情を斟酌して決定し特に積雪地方については増產割當を加増したのである。政府は右増產計畫達成のため約百九十五萬圓の經費を計上し次の如き施設を講じ以て遺憾なきを期することとした。

(一)炭素構築施設(二)製炭技術傳習施設(三)簡易運搬施設(四)雪中製炭施設(五)增產獎勵金の交付。

畜產物は平戦兩時を通じて國民生活上、又國防上必要缺くべからざる資源であるが、殊に今次事變に際しては牛肉、皮革、羊毛、兎毛皮等に對する軍需の激増、乳製品、鶏卵等及びその加工品の輸出、畜力の利用に依る

而して畜產の特殊性に鑑みて増殖計畫の目標を五ヶ年

後に置き、年次別計畫を樹立し、それゝ地方の實情に

應じて道府縣別生産目標を定めたが、鶏については輸入飼料の關係上羽數の増加は自然の趨勢に依らしめ専ら產卵能力の向上に重點を置いたのである。

右の増殖計畫達成のため經費約四十五萬圓を計上し、

而して畜產の特殊性に鑑みて増殖計畫の目標を五ヶ年

後に置き、年次別計畫を樹立し、それゝ地方の實情に

應じて道府縣別生産目標を定めたが、鶏については輸入

飼料の關係上羽數の増加は自然の趨勢に依らしめ専ら產

卵能力の向上に重點を置いたのである。

右の増殖計畫達成のため經費約四十五萬圓を計上し、

こととした。

八 水産物

魚類 一六七五七〇〇〇貫
貝類 一九八二〇〇〇貫
藻類 二二九三〇〇〇貫

わが水産業の根幹をなす沿岸漁獲物の増殖を圖ることは、軍需並びに國民食糧の供給確保及び輸出増進上緊要なる事項であつて標記の増産計畫を樹立したのである。実施に當つては出來得るだけ消費の規正を受けてゐる漁業用資材の使用増加を避けて増産の實效を擧げることに主眼を置いてゐる事は注意すべきである。右増殖計畫の達成のため經費約五十五萬圓を計上し次の如き施設を講ずることとした。

(一)道府縣職員漁業指導助成 (二)漁業用餌料購入助成
(三)漁具漁法改良助成 (四)深部養生でんぐさ採取助成
(五)漫海貝類類鯨類捕獲除助成 (六)魚貝普及助成

三

新民會とは何か —その役割と活動状況—



新民會は、茲に早くも一年有半の歴史

を有した。想へば兵馬倥偬の中にあつ

て、その實績は必ずしも満足すべきもの

ではなかつたが、皇軍の戰果擴大と共に、

東亞新秩序の黎明は、眞に中國民衆の積極

的協力と相俟つて、我々に輝かしき將來

を約束するものである。

ところが、新民會の本質或ひはその設立の意義について、讀者の徹底的認識が缺けてゐるきらいがあるので、こゝでそ

の解明を行ふと共に、現在の工作狀況を概括して、識者の参考に資したいと思ふ。

新民會の仕事は百姓が自ら進んで活

躍の徳を讀へた歌に

日出而作 日入而息

鑿井而飲 耕田而食

帝力于我何有哉

（金玉良言）

十六

終日勞作して、日没に至り休息する。井戸を開ちて、飲み、田を耕して食ふ。帝の恩惠とりとめてあり

るなれど、居託なき治世のこの上なきを知る。

一つは「從軍宣撫」で、これは

皇軍の戰鬪に參加して終始その

作戦を援けるものであるから、

如何にすれば軍の行動を有利な

所を得しめる思想であり、皇道が億兆

をしてその所を得しめると同様である。

新民會の仕事は百姓が自ら進んで活

ることで、容易ならざることである。殊に事變勃發以來農山漁

村よりの人馬の應召徵發並びに軍需工場その他への勞

務者の供出に伴ふ農村勞働の激減、或ひは肥料、飼料

その他農林水産業經營必需資材の供給の梗塞及び配給

の不圓滑、或ひは生産物の價格に對する懸念等は增産

計畫の途上に横はる最も大なる障礙と云はねばならぬ。

農林省は目下その對策を綜合的に考究實施し萬遺憾な

きを期しつゝある次第であるが、この增産計畫樹立以

來、中央地方を通じて所期の目的達成に獻身的効力を重

ねて居り、銳後の農山漁村民は戰場に於ける兵士の如く、

農を以て君國に奉するの決意を以て凡ゆる障礙を突破

して計畫生産の遂行に汲々ましい努力をつとめてゐる。

この官民の一一致協力に依て、計畫は現在のところ一部の

地方に旱害震災等の災厄があつたにも拘はらず、幸にも

順調に進みつゝあるが長期建設下に於ける皇國にとつて

まことに喜ばしき次第である。

動を起し、大いにその能力を發揮して新中國の發展を圖るやうに導くことである。

即ち、蒙昧な人民の活動を指導するのが新民會であり、またそこは新民會の本質なのである。

例へば太陽、雨、風、治水工事、肥料の配給等の如きは政府官吏の取扱ふべき仕事即ち政治であるが、農夫個人のすべき仕事は政府に於て取扱つてはならぬ。若しそれをやれば、法政主義に陥り人間を機械化することとなる。新民會の仕事は正しく農夫の仕事をなすものである。

近代貨幣經濟の社會に於てはどんな郷村僻地もその關係を脱することができない。穀物の豊作は必ずしも農夫の喜びではない。そこで新民會は素朴な封建的中國の農業を、近代的組織、經營に向

上せしめ或ひは合作社を興して農民の金融經濟を潤はさねばならない。

まだ匪賊が横行し、治安狀態のよくない中國に於ては、匪賊に對し己を守

るの道、即ち自衛力を養はねばならない。郷村の自給と自衛が確保されるならば、

その部落には自ら政治が行はれるやうになれる。これが郷村自治である。この自治は西洋に於ける自治と異り、自然に起つて来る自治であり、權力によつて抑へられたものではない。

即ち新民會は、かういふ見地から、郷村を經濟的に強化し、科學的に合理化し

て、中國の再興を圖らうとするのである。かくして新民會の郷村縣が實現するならば、その頭は新民會員であり、こゝに新民會の理想が行はれるのである。從つて新民會は實に新中國の母體をなすも

は情報蒐集、傳令連絡、物資と人夫の調達等を主として、あらゆる部門に亘るのであるが、他の一面は大いにこれとはその趣を異にして、硝煙彈雨の跡も

生々しい我が占領地區の中から、あらゆる困難を克服して一鉄一鎚新東亞建設といふ新局面を拓いて行くのである。

考へてもみよし、破壊し盡されて恐怖以外何物も殘つてゐない荒涼たる中から建設面を見出すことが如何に困難なことであるかを。

第一、宣撫の対象となる住民は足腰立たぬ逃げ隠れた老幼病者のはが誰も残つてはゐないのが普通であるに、一應戰局が收拾されるとすぐ宣撫班は倦まず撫

まず、民衆の皇軍に對する恐怖

一、新政権を護持し民意暢達を圖る
二、地産(農業)を開拓し民生を安んず
三、東方の文化道德を宣揚光被す
一、則共滅黨の大纛の許に反共戰線に參加す
二、友誼綱緯の實現に邁進し人類平和に貢獻す

のといひ得るのである。

次に新民會は常に滿洲國の協和會と併稱せられる。事實この兩者が政府と表

ことは同様である。然しながら茲に注意すべきことは、これらを通じての日本の新政權に對する協助の行き方である。滿洲國では、日本の滿洲國建設に對する協助

は政府に於ける日系官吏と、協和會に於ける日系會員の両面から行つてゐるが、北支では、臨時政府の組織に少數日系顧問が參畫してゐる外、日系官吏は之に干與してをらず、即ちこゝに於ては新民會を通じてのみ日本の協助が行はれてゐるのである。この特質は日本の大陸經營に於て銘記すべき事柄である。

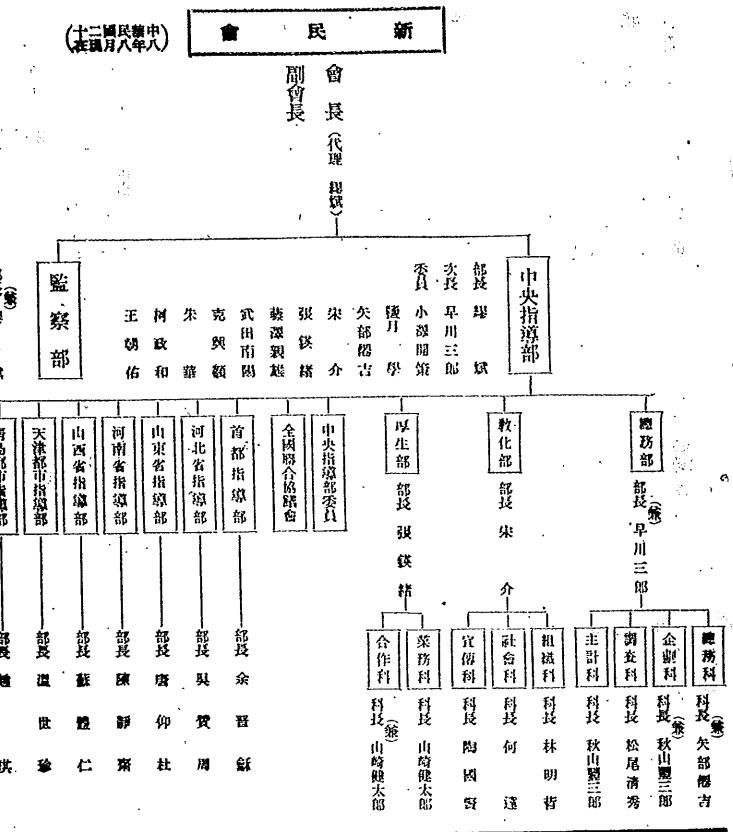
新民會の機構

次に工作概況を述べる前に、新民會の機構を一瞥してみよう。

先づ會長(政府首班者を推戴す)、副會長、顧問の下に中央機關として北京に中央指導部が置かれ、部長、次長、委員等の役員を設けてゐる。最高議定機關には中央指導部委員を以て組織され

心を解消させようと懸命な宣傳、一日頭宣傳、文書宣傳、施療、施食等極めて多角的に行ふことをつゝけて避難民を歸來せしめ、恐怖、絶望の下に喘いでゐる彼等の中から離脱したる生氣と燃ゆるが如き希望を甦らしめ、これを土臺として第一歩から新生面を開いて行くのである。實に皇軍占領地區内の治安はこの一點に由来して確保されて行くのである。

東亞新秩序建設の大理想を達成するには、どうしても國共兩黨の三十年來の排日侮日教育のため胸裡に深く烙印されてゐる抗日意識を支那人の頭からぬぐひ去り、そして彼等が進んで日



本と協力するやうに覺醒せしめ
ねばならない。かういふ建前か
ら、宣撫班が餘力を以て中國
國民たる少年達に宣撫の手を差
し延べるのは蓋し當然のことで
あつて、現地宣撫班は何所でも
敵國少年隊を組織し積々その成
果をあげてゐる。

少年隊に入隊するものは凡そ
十歳より十五歳の可憐な少年で
あるが、彼等は數年の後には立
派な一人前の青年となり、新中
國を背負つて立つ指導者ともな
るのであるから、その指導、教
育こそ東亞新秩序建設運動中最
も重要な一つと言へよう。

我等は新中國建設の大使命
を擔ふ。
といふ自覺に發足し

といふ意思の養成に究極する。

國を毒し中國人を荼炭の苦
に陥らしめた國共兩黨を撲滅
して國を救ふ。

といふ道理はない。

宣撫班のこの工作が着々成功
して行くと、敵、特に共產第八
路軍は躍起となつてこれが切り
崩しに狂奔し始める。

「日本は今軍人が足りなくな
つて困つてゐるから中國の少
年を教育して兵隊に仕立て
年を教育して兵隊に仕立て
る」とか、

とかいふのがそれであるが、も
う少年隊が組織される位の地區
焼き拂ふ。」

「日本は今軍人が足りなくな
つて困つてゐるから中國の少
年を教育して兵隊に仕立て
年を教育して兵隊に仕立て
る」とか、

とかいふのがそれであるが、も
う少年隊が組織される位の地区

燒き拂ふ。」

「日本は今軍人が足りなくな
つて困つてゐるから中國の少
年を教育して兵隊に仕立て
年を教育して兵隊に仕立て
る」とか、

とかいふのがそれであるが、も
う少年隊が組織される位の地区

燒き拂ふ。」

「日本は今軍人が足りなくな
つて困つてゐるから中國の少
年を教育して兵隊に仕立て
年を教育して兵隊に仕立て
る」とか、

とかいふのがそれであるが、も
う少年隊が組織される位の地区

燒き拂ふ。」

た中央指導部委員會があり、中央指導
部長の諮詢機關とも兼ねてゐる。
四、道機關の現勢は省指導部で
道、縣、都市指導部は省指導部に直屬し、
部がある。省指導部、道指導部及び
特別市指導部は中央指導部に直屬し、
道、縣、都市指導部は省指導部に直屬し、
してゐる。地方機關の現勢は省指導部
度設置豫定數八〇〇、都市指導部五であ
る。

六、分 會

分會は、首都指導部、縣、道、都市
指導部に隸屬する新民會の組織單位で
ある。構成は會員の職業別によるので

ある。四、道指導部九、縣指導部七、(本年
度)

度設置豫定數八〇〇、都市指導部五であ
る。

六、分 會

聯合協議會は指導部長の諮詢に應
じ、重要事項を審議し、且つ正常に民意
を暢達するために設けられ、毎年一
回又は必要に応じて召集される。又こ
れは全國、省、道、縣(市)の各級聯合
協議會に分けられる。

監察部

監察部は會長の任命した監察員を以て組織され、本會々務並びに會員の状態を審査するものである。

会計部

本會の經費は會費、國庫支出金、事業収益金等を以て之に充てる。

現在何をしてあるか

新民會の工作は、今のべた細胞組織を

通して、新民主主義の實踐を行はうとするものであるが、現段階に於ては次の諸制約を受けてゐる。

一、治安は遂に恢復を見つゝあるが、なほ敗殘匪賊の活動は、鐵道沿線外の奥地に於ける工作を阻害する。

二、黨軍のゲリラ戰術は執拗に續けられる。

三、青年訓練は國防、產業、文化の根源の培養である。

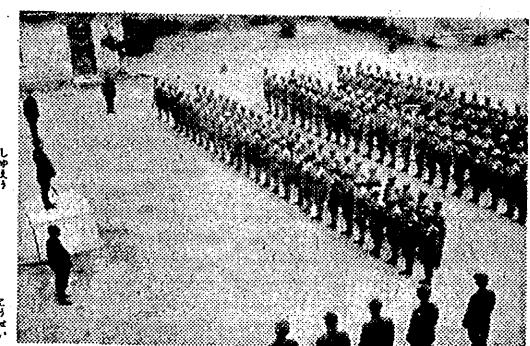
成に於ける中核分子の獲得である。

四、青年訓練は國共兩黨の奮鬥に対する堅固なる障壁の構築である。

五、青年訓練は國防、產業、文化の根源の培養である。

このやうな意義に基づいて、新民會は先づ昨年五月北京に中央訓練所、天津に河北省青年訓練所、通縣に冀東道青年訓練所を設け、全北支の優秀青年を選抜して、各縣青年訓練所の指導者としての訓練を行つたが、その後これらの優秀な青年が指導者として集まつて、各縣青年訓練所が相次いで設立されるに至つた。現在所數六八、卒業者約四、〇〇〇、在所生約三〇〇〇である。

なほこのほか全國青年に新民精神に依る指導と訓練を施し、彼等に對し新民會員たる資質を與へるための實踐的訓練組



新民會の青年訓練

十歳未滿の者を主要分子として構成され、少年宣撫隊はこのやうに膺々と所期の目的に向つて進捗し、

更に學生指導機關として、新民青年運動

三、農村經濟の崩壊 農民購買力の減退と

信用力の絶無は應急的非常對策を需要する。

こんなわけで新民會の當面に於ける工作は地域的には鐵道沿線地區の確保、部門的には國共兩黨に對する理論闘争の展開、鄉村青年の尖銳反共戰士としての訓練は、農村經濟の應急的救濟一合作社、五助社の運営といふことに主力が注がれた。

青年訓練

訓練は次の諸點から、新民會のすべての工作の前提條件をなすものである。即ち、青年訓練は新中國青年層組織化の基礎たるべき國力充實強化運動である。

二、青年訓練は新國民意識に依つての國民中隊の獲得であり、新民會の理想達成を合はせると實に百以上になる。その編成は十數名よりなる小隊及び數個小隊より成る中隊を有する優秀なる中國青年が、學科は學科と實地とに分れる。訓練は學科と實地とに分れる。訓練員等を以てこれに當てる。

三、青年訓練は精神教育、日語教育に重きを置き、實科はその土地々々の護村の連絡情報蒐集、鐵道巡査等出来るだけやらせるのである。

一例を北京西南十里の炭礦地門頭溝に見るに、同地には凡そ百四五十名よりなる「救國少年隊」があり、彼等はとはいゝ捕ひの制服を着し、而かも堂々たるバンドを編成して、それを先頭に宣傳行進を行ひ、或ひは少年劇をつくつて防共親日劇を公演するなど、實に立派なものである。

16

は充分に治安が確保されてゐるし、敵の宣傳が終始一貫して出題ばかりで未だ管つて眞實であつた例がないので、これ位の逆宣傳で日本軍を疑ひ動搖するやうなことはない。

現在北支にあり宣撫隊の指導を下にある救國少年隊は凡そ八十を超え、いま組織進捗中のもの

を合はせると實に百以上になる。その編成は十數名よりなる小隊及び數個小隊より成る中隊を有する優秀なる中國青年が、學科は學科と實地とに分れる。訓練は學科と實地とに分れる。訓練員等を以てこれに當てる。

四、青年訓練は精神教育、日語教育に重きを置き、實科はその土地々々の護村の連絡情報蒐集、鐵道巡査等出来るだけやらせるのである。

一例を北京西南十里の炭礦地門頭溝に見るに、同地には凡そ百四五十名よりなる「救國少年隊」があり、彼等はとはいゝ捕ひの制服を着し、而かも堂々たるバンドを編成して、それを先頭に宣傳行進を行ひ、或ひは少年劇をつくつて防共親日劇を公演するなど、實に立派なものである。

少年宣撫隊はこのやうに膺々と所期の目的に向つて進捗し、

更に學生指導機關として、新民青年運動

勅實施委員會があり、本會は北京各公私立中小學校長を委員として包含してあり、學生雄辯大會、學生懸賞論文の募集、運動會、音樂會、集團旅行等を通じて學生運動の指導にあたつてゐる。

農村經濟

支那農村の崩壊は既に事變前の方々で起つてゐた現象であつた。この時に當つて今次事變が勃發したことは彼等に再

起不能の深酷な影響を與へたのである。一般的流通經濟の行きつまりに加ふるに敗殘匪の惡虐は掠奪暴行の限りをつくし、甚だしきはある郷村の如き、全村三十九戸を焼かれ戰區農民は遂に點類以下の生活さへも許されない實情にあつた。

卷之三

立し、更に中央指導部厚生部に合作科を置いてこの事業を組織的に進めることにした。

へた農本の現状からして當然であるか、頼めて少數の地方に於ては運銷合作社がこれによつて兼營されてゐる。こゝに民合作社並びに互助社の社數、社員數を

合作社
互助社
貢人社
社員
三益社
社員
六三益人
——中國二八年四月末現在——

北合作事業委員會より引繼いだ債權を以て之に當て、合作社資金としては、この外に五十萬圓事業資金がある。その大部分は、合作社貸付、五助社貸款、種子貸付、綿

用せられた。現在、合作事業は、農村經濟崩壊の深酷であつただけに、極めて顯著な實績を擧げつゝある。

四、中央物資幹旋所

新民會中央物資幹旋所は、新民合作社中央會と不即不離の關係を有し、後者が日本内地の產業組合中央會であれば、前者は全國販購聯の役割を勤めるものといへる。

各道縣内に生産せられる諸物資は、中央物資幹旋所の幹旗によつてこれを北京市その他に賣捌き、また道、縣の必需品で不足を生じてゐる物資は、中央物資幹旋所が北京市その他中國の各都市から集め、或ひは遠く日本内地、満鮮、蒙疆より輸移入して該地に供給するものであ

地の有志の細君やインテリ婦人達に勧きかけ、「婦女宣撫隊」を組織せしめる。

婦女宣撫隊の結成によつて何よりも效果のあるのは、彼女達によつて戦禍の跡の殺伐な空氣の中に和かな雰囲気が醸成されることである。甲斐々々しく婦女宣撫隊といふ赤い襟をかけた若い婦女達が街頭に立つて、「皆さん」と黄色い聲で呼びかけるが、もうその邊りは歡聲に満ち和平憧憬の氣分が渦巻いて來るのである。

この観面の效果はとても男の手では擧げることは出來ない。婦女宣撫隊は宣撫班の一翼としでその指導の下に

19

いふべき今合作社、五互助社の運営による無
いのである。即ち新民會は先づ組合とも
信用農民に對する貸付を計畫し、専らこ
の方面に主力を注いだ。更に流通物資の
梗概狀態に對處しては中央物資斡旋所を
設立し、また農民を奸商の搾取から免
れしめるためには合作社交易場を設立し

等を新東亜建設の大理想に向つて再出發せしめるには純情無垢の支那の家庭を淨化してゐる



八、合作社交易場

交易場の設立趣旨は前にも觸れた如く、農村取引の中間搾取を除かうといふのである。

いま、宛平縣新民合作社交易場業務暫行規定によつて、その内容を摘要してみよう。先づ、この交易場に上場される農産物は原則として合作社員自ら生産したものである。先づ、この交易場に上場される農産物又は小作物若しくは報酬として受けた農畜産物であつて、その所有するものに限られてゐる。

その他の工作

この外、新民會は民衆の職業輔導工作として、労工協會の設立、醫療工作として新民樂の施設、救濟藥箱の配給設置、保定新民醫院の開設、民衆醫療班の結成等を行つてゐる。就中、労工協會の設立

は、大陸經營に於ける労働者問題が起つてゐる折から、その成果を大いに期待されてゐる所である。

勞工協會には現在首都指導部勞工協會、天津都市指導部勞工協會の二があるが、いま前者について見るならば、その設立趣旨は『労働者を積年の痛苦より救

ひ、労働大眾の幸福を求めるため、本市業各機關と聯合して労工協會を組織し、新民主主義を奉じて労工資源の供給、労働者生活の保護改善を行はんとするものである』(首都指導部勞工協會宣言文より)

今、最近に於けるその業務實績を見るに、登記會員數三、〇八一人、供給延人員約六七、〇〇〇人となつてゐる。

——北支派遣杉山部隊報道課——

二、婦人の智能啓發

三、婦人の生活向上

四、副業の獎勵

大概その組織があつて、隊長は縣長夫人や縣の高級官吏、教育家の細君が當つてゐる。

婦女宣撫隊は少年隊に比して組織の上からいへば比較にならない程度であつて、未だ限られた上流有識階級の特志的參加の域を脱してゐないが、然し新中國の建設は家庭から再出發せねばならないのであるから、やはがてはこの必然の前に擴大強化され、新東亜建設に向つて堂の行進を開始するであらうことを確信するものである。

——北支派遣杉山部隊報道課——

世 界 捕 鯨 話 の 時 代

農 林 省 水 產 局

捕鯨發展の三時代

第一回は北水洋、殊に北大西洋中のスピツベルゲン島を中心としたものである。その最盛期は一六五〇年から一七五〇年まで(時代の小説)、オランダ、イギリス、ドイツ等から多數の捕鯨船が、出漁して一大國際漁場を現出し、殊にオランダとイギリスとの間には激烈な捕鯨戦が演ぜられた。その當時捕獲してゐた鯨は、美鯨類で、鯨油と鯨骨をとるのが目的だった。鯨油は燃料として、鯨骨はコルセットその他の細工物として、高價に取引されたのである。しかし濫獲の結果次第に鯨が少くなり、十九世紀の初めになつてこの漁場は遂に終りとなつてしまつた。

第二回はいはゆるアメリカ式捕鯨の時代であつて、最盛期は一八二〇年乃至一八五〇年(時代の小説)であった。その中心地はアメリカの東海岸にあるニューベッドフォード等であつて、抹香鯨をとるのが目的だった。この捕鯨時代があり、現代の南氷洋の捕鯨は第三回の捕鯨長きは數年を要するものもあつた。明治維新の前後、日

本の沿岸にも時々来航したから、これに刺載されて日本でもアメリカ式捕鯨を計畫した者もあつたが、成功するまでには行かなかつた。

以上第一と第二の時代では漁法は極めて舊式で、帆船に捕鯨用ボートを積んで出港し、鮫を發見すればボートを降り手投鉛で捕獲したもので、從つて捕獲する鮫は冰ぐスピードの遅い、また殺した場合水中に沈まない、脊美鮫、抹香鮫等に限られてゐた。

第三の時代は一九二五年から現在に續く時代であつて、南氷洋に於ける母船式捕鯨の時代である。この母船式捕鯨は一八六三年ノールウェーのスペンドフォインがいはゆるノールウェー式捕鯨法を案出したのにはじまる。これは汽船の船首に捕鯨砲を据付け、この捕鯨砲から鉛を發射して鮫を捕獲するもので、從來の方法では捕獲するとの出來なかつた長須鮫、白長須鮫、鮕鮫等を捕獲することが出来るやうになつた。この捕鯨は最初ノールウェー沿岸で行はれてゐたが次第に世界各の沿岸で行はれるやうになり、殊に二十世紀に入つてから

は南氷洋を舞臺として急激に發展し、遂に一九二五年か

たのである。

南氷洋で最初に捕鯨を開始したのは一九〇四年で、ノールウェーのラルセン氏がサウス・ジョージア島に陸上根據地を設けたのが最初である。その後今日に至る迄の發展の順序を年代記風に記せば次の通りである。

一九〇四—五年 南氷洋に最初の陸上根據地設置する（ノールウェー）

一九〇五—六年 南氷洋で最初の工船（現在の母船と違ひ舊式のもの）使用する（ノールウェー）

一九一〇—一年 イギリス、南氷洋の捕鯨に參加する

一九一三—二十四年 ロス海で捕鯨航行する

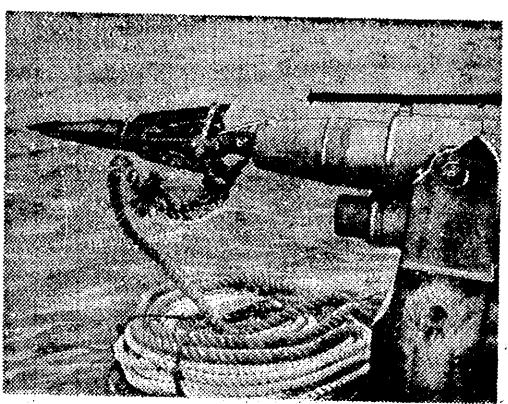
一九一五—六年 母船式捕鯨開始する

一九二〇—二五年 日本、南氷洋の捕鯨に參加する

一九二三—三五年 ドイツ、南氷洋の捕鯨に參加する

一九三一—三七年 ドイツ、南氷洋の捕鯨に參加する

火花を散らす南氷洋の捕鯨船



南氷洋の捕鯨は夏——といつても南氷洋の夏は北半球の冬で、一一二月上旬から翌年三月上旬にかけて行はれる。夏の南氷洋には、鮫の餌である小蝦（主としてユーハウジ）が澤山に發生する爲め白長須、長須、座頭等の鮫が餌を求めて南氷洋に集るのである。この集つた鮫は、しかも充分満腹して肥り切つた鮫を狙つて、各國から捕鯨母船が南氷洋に出漁するのである。

捕鯨母船は總噸數一萬噸乃至二萬噸で最初は普通的汽船を改造したものだつたが、現在の能率の高い最新式の母船はいづれも捕鯨母船として特に建造されたもので、特異の型と構造を持つてゐる。世界最大の母船は一九三七年に建造されたドイツのウニタス號で、同船は總噸數二、八四六噸、ハルトマシン製油機械二十基を裝備してゐる。

一隻の母船に附屬してゐる捕鯨船の數は五隻乃至十隻である。捕鯨船の大きさは通常總噸數二百五十噸から三百五十噸で、速力は十二節から十六節である。昭和

最近五ヶ年間に於ける南氷洋の母船式の捕鯨状況は次表の通りであつて、ドイツと日本の飛躍的發展が注目される。

捕	鯨	頭	百六十九	總噸數五
一頭を捕獲した。	この船は	二百七十	力一千馬力で、捕	船とし

最近五ヶ年間に於ける南水洋母船式捕鯨状況

度は未だ詳しきは分らないが、前年に比し非常な不漁で各母船とも大體二割乃至三割の減産であつた。

ノールウエー	船用生油		船用生脂油		船用生脂油		船用生脂油		船用生脂油	
	昭和九年	度九	昭和十	度十	昭和十一	度十一	昭和十二	度十二	昭和十三	度十三
イギリス	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ドイツ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
米	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ナマ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
デンマーク	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

年 度	白長須		長須		座頭		抹香		他その		計	
	頭	身	頭	身	頭	身	頭	身	頭	身	頭	身
昭和九年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和十一年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和十二年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和十三年度	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

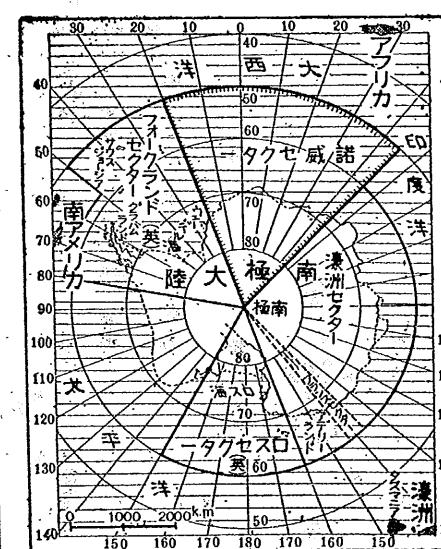
ノールウェーはマルガリン（人造バター）の原料として一千噸約二十萬噸の鯨油を必要とし、從來は主としてノールウェーから輸入してゐたが、原料の自給自足目標に備か一二年で健實な基礎を築き上げたのである。捕獲頭數は次表の通りであつて、昭和十二年度は從來最高記録を破り四萬四千頭を突破した。昭和十三年

年度	捕鯨母船乗組員の國籍別調				
	ノールウェー	日本	イギリス	スイス	その他
昭和十一年度	一	一	一	一	一
昭和十二年度	一	一	一	一	一
昭和十三年度	一	一	一	一	一

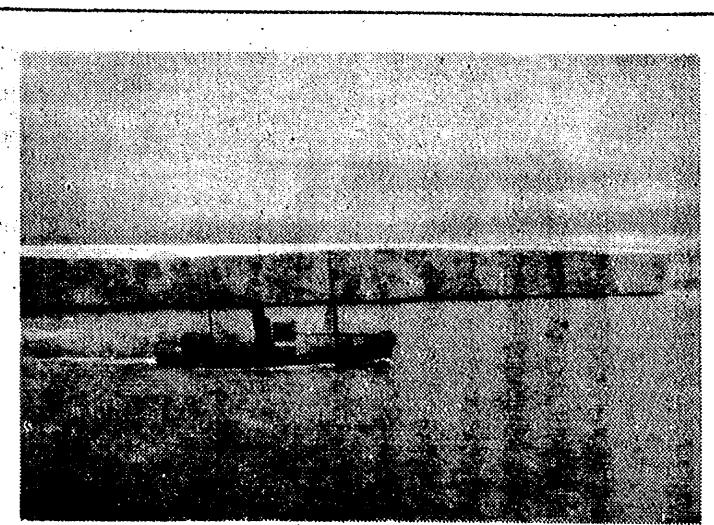
母船と捕鯨船に乗組む者は、日本船は大部分が日本人であるだけであるが、外國の母船は砲手は勿論のこと其の他の乗組員殊に事務關係者は從來殆んどノールウェー一人であつた。しかし最近ではノールウェー人はむしろ減少し、その反面ドイツ人、イギリス人等が増加して來る。

日本に於ける捕鯨の歴史は相當古いが、ノールウェー式捕鯨は明治三十二年に始まり、爾來今日まで日本各地の沿岸で行はれてゐるのである。しかし母船式捕鯨は昭和九年から、同年ノールウェーから母船一隻を購入し日本に廻航の途中、試験的に南水洋に赴いたのを以て嚆矢とする。それ以來健全な發達を遂げ、昭和十三年度には母船六隻と之に附屬する捕鯨船四十九隻が南水洋に出漁した。

毎年十月頃、各母船は附屬の捕鯨船と共に日本を出帆して一路南下、赤道を越えて澳洲西南端のフリーマント



ル港に寄港する。此處に數日滞在して諸準備を完了し、また一路南下する。南緯五十七、八度に達すると冰山及びパックアイス流氷群が見えて来る。これからが漁場であつて、母船は南緯五十七、八度乃至南緯六十五度の間の主として印度洋と澳洲南側の海面で操業する。日本を出帆してから約一ヶ月で始めて漁場に到達するので



南洋水の山と捕鯨船

ある。フリーマントルを出て數日すると、いはゆる暴風圈に差しかかる。暴風圈は大體南緯四十度から五十度の間で、常に西寄りの強風が吹き荒び、船の構造の特異な捕鯨船は殊に難航する。

漁期は十二月上旬から翌年三月上旬迄で、この間捕鯨船は、時化の時以外は連日鯨を追つて狂奔するのである。捕獲した鯨はこれを母船に曳航し、母船は順々にこれを船尾の斜路から甲板上に曳きあげて直ちに解剖處理し、皮、肉、骨等は細断してボイラーに投入し榨油する。從来は鯨油だけを目的としてゐたが、最近は鯨肉、皮革原料、ゼラチン原料、肝臓等も益々重要視されるやうになつたので、特に内地から冷蔵運搬船が數隻南洋に廻航されるのである。出来た鯨油は、仙穂船又は母船自身が歐洲に運搬しイギリス、ドイツ等に販賣する。

国際捕鯨協定とは

前述の通り現在捕鯨は主として南洋で行はれてゐる。

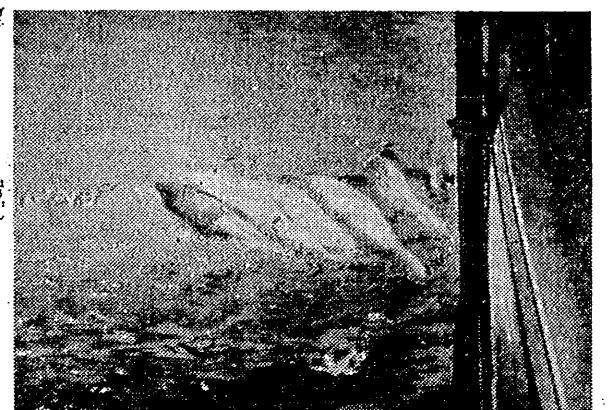
が、其の他の世界各地の海岸でも小規模ながら主として陸上根據地を中心としての捕鯨が行はれて居り、全世界では、南洋の分をも合算して一年に約五萬頭の鯨が捕獲されてゐる。鯨は哺乳動物であり満二年で生殖能力を得るが、一年置きに一回、二回に二頭の仔鯨を産むだけなので、濫獲すれば絶滅させる虞れがあり、

現在各國の母船の能力を最高度に發揮すれば生産過剰となり、鯨油の價額が下落して採算不能となる虞れがある爲め、解放保護と鯨油の市價安定を圖るために、昭和十二年六月イギリス、ノールウェー、アメリカ、ドイツ等の各國がロンドンで國際捕鯨會議を開催し、國際捕鯨協定を締結した。同協定の規定する主要事項は、脊椎鯨及び克鯨の捕獲禁止、仔鯨と仔鯨を連れた母鯨の捕獲禁止、南洋に於ける操業期間の制限、捕獲すべき鯨の體長の制限、鯨油の完全利用に関する規定、母船の使用禁止区域、陸上根據地の使用期間の制限、砲手、船員等に対する給料の支拂方法に関する規定等であつて、尙ほ之等の諸規定を遵守させる爲め政府が任

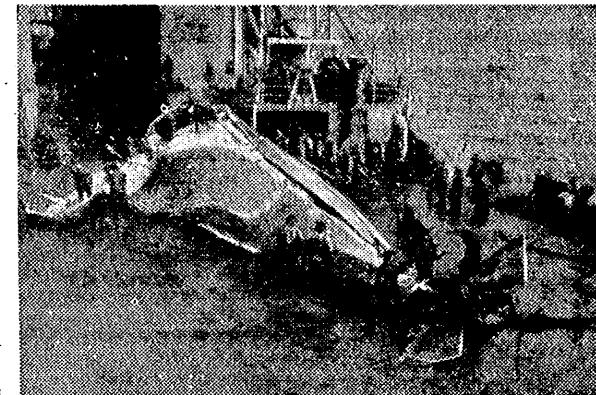
母船式捕鯨法の由來と、各國の領土宣言
母船式捕鯨法の由來と、各國の領土宣言
母船式捕鯨法の由來と、各國の領土宣言

法が生れたのには面白いエピソードがある。

最初ノールウェー人はサウス・ジョージア島其の他南氷洋中の島嶼を陸上根據地として南氷洋上に出漁してゐたのであるが、一九〇八年イギリスはこれらの島嶼と附近の海面はイギリスの領有であると宣言した。そしてその區域内の捕鯨は英國政府の免許を要することとノールウェーの業者に對して免許料を強要した。その後一九二四年ノールウェー業者がロス海に於ける捕鯨計畫を發表すると、イギリスは「ロス海はサー・ジームス・クラーク・ロスの發見した區域で、更にその後スコット、シャックルトン等イギリスの南極探險隊が調査した」との理由で、直ちにイギリスの領有なることを宣言した。そこでノールウェーの業者は苦心研究の結果、領土や領海の問題と關係なく、公海の中で處理をしてしまふ方法を考へ、工船の船尾に鰐體曳揚用の斜路を設け、捕獲した鯨はそのまま工船の甲板上に曳きあげて工船内で直ちに解剖處理するいはゆる母船式捕鯨を案出したのである。



ノールウェーの窮屈の一策、母船式捕鯨法はかくで今日の隆盛を見るやうになつたのであるが、其の後一九三三年に至り濱洲は南極大陸中の濱洲と印度洋の船の南側の廣大な区域に於いてそれが自國の領有を宣言した。この区域は現在日本母船の操業してゐる区域も包含してゐるのである。更に本年一月十四日ノールウェーは自國捕鯨業擁護の爲め其の主たる



操業區域を含めて自國の領有を宣言した。その區域はノールウェーが多年に亘つて調査した區域であり、萬一他國の領有となつた場合に、その區域内上板甲に、そで操業する母船に對し壓迫が加へられることを恐れられた爲めであると云はれてゐる。ドイツも亦昨年から本年にかけて調査船を南氷洋に送りノールウェーの宣言した區域の一部はドイツ領な

ることを主張したと報ぜられてゐる。最近の新聞紙の報ずるところによればアメリカは本年度バード少將を隊長とする大規模の探險隊を南極に送らうとし、アルゼンチンも南極に自國の領土を主張したと傳へられる。

かくて最近は南極大陸を繞つて各國の領土主張が盛んに行はれるやうになり、領有を宣言されてゐない區域は僅かに太平洋の南側の一部を残すのみとなつた。南極の領土は捕鯨業とは極めて密接な關係のあるもので、本問題今後の成行きは捕鯨業の立場から見ても極めて重大であり、これに對しては細心の注意を拂はねばならない。

海軍への獻 金はどう使 はれてゐるか

今次事變勃發以來、國民の時局に對する認識はいよいよ深められ、堅忍持久、一致團結、以て國難に當られつゝあるのは感激に堪へません。いよいよ長則戰役に入り軍民一致、事變に對する認識と覺悟を新たにする時であります。

一人々々のこの緊張の結晶こそ、國民全體精神の上に偉大なる效果をもたらすものであることは云ふ迄もありません。そして今次事變に對する國民の認識の現はれの一つかが報國獻金運動であります。

金後國民のなすべき姿は多々あります
が、その一つである獻金運動は、銃後
熱誠の度を示すパロメーターだともいふ
ことが出来るのではないか。
事變以來赤誠あふれる國民が、我が海
軍へ寄せられた獻金・獻品は、七月七日
の聖戰二周年記念日に於て、累計三千
七百十二萬七千四百六十四六錢の額
に達してをります。そのうち國防獻金は
二千百六十六萬九千六百五十四十七錢、
恤兵金は九百一萬六千六百二十六圓三
十八錢、學藝技術獎勵金は五十一萬三千
五百七十七圓五十二錢、尙ほこの他に下
士官兵家族病院建設資金として五百九十
二萬七千五百九十七圓九錢がありまし
た。又恤兵品は七百八十六萬一千五百六
十九點の多きに及んでをります。

るるものであります。海外内地その他の他が、
ら送られて来るもの、或ひは直接海軍省
を訪れるものの中には數限りない美談と
赤誠がふくまれ當局係官をして感泣さ
せるものが多數あります。かくつもり積
つた赤誠が遂に三千萬圓の巨額を越した
のであります。

さて海軍當局ではかうして頂戴した
國民の赤誠をどのやうに使つてゐるか、
それについて説明することに致します。

國防獻金——この獻金では、飛行機、通
信機、高角砲、機銃、聽音機、測距儀、
切遠鏡、内火艇、戰車等の兵器をつくる
ことになつて居ります。

そしてこれ等の兵器に對して海軍では
「報國號」の文字をいれ、これに第一號か
らの號數を追つてゆき、獻納者の赤誠を

事變以來本年七月未日迄の報國號兵武器	をみると次の通りであります。
飛行機	二一七臺
自動車	一三五基
内火艇	三五艘
機銃類	八九基
通信機	一三六基
聽音機	六基
測距儀	六〇基
望遠鏡	一七三基
照準器	三基
裝置	三基
雜船	二四艘
觀測車	二臺
憲兵金	一、一九八基
軍事扶助事業	大日本軍人後援會及び
厚生省	三千餘圓のうち、支拂高は五百四十三萬
戰傷病者慰安施設並びに出征軍人家族	五千餘圓となつてをります。その内訳は
助濟施設	軍事扶助事業一千九八基
憲兵品及び救恤品購入	厚生省一千九八基
戰死者弔慰金及び戰傷病者慰恤等	戰傷病者慰安施設一千九八基
差引使途未定額	出征軍人家族一千九八基
學藝技術獎勵金	一、一三七基
砲術潛水術	三八三基
航空術又は航海術等々	一、一三七基
勇者にとつても、或ひは又傷ける身を白	に副ふやく最も有效適切な方法をとる
衣に包んで病院の窓に過ぎし奮戦の日を	やう心掛けてゐることを付け加へておき
あらゆる學藝技術に對する獎勵金及び研	ます。
れる勇者の遺族にとつても、心からなる	思ふ將兵にも、或ひは又過去一年の作
職中に護國の鬼となり靖國神社に神鎮ま	鉄後國民の感謝慰問こそ、何よりの慰問
ではありますか。	事變以來本年五月未まで八百五十七萬
憲兵金	三千餘圓のうち、支拂高は五百四十三萬
ある將兵の爲めに利用されるものであります。	五千餘圓となつてをります。その内訳は
す。これは七生、報國を誓つて連日休む	軍事扶助事業一千九八基
ことなく空に、海に、陸に奮闘を續けて	厚生省一千九八基
ゐる將兵の爲めに利用されるものであります。	戰傷病者慰安施設一千九八基
まして、將兵慰問金、遣家族傷病將兵の	出征軍人家族一千九八基
見舞金等あらゆる廣い範圍に使用されて	戰傷病者慰恤一千九八基
をります。	憲兵品及び救恤品購入一千九八基
士を踏まず殺風景な航行巡邏區域に警	差引使途未定額一千九八基
戒中の艦船乗員、支那大陸を剝離の海の	學藝技術獎勵金一千九八基
荒蠻部隊、勇猛果敢な陸戰隊員等々海の	砲術潛水術一千九八基
勇者にとつても、或ひは又傷ける身を白	航空術又は航海術一千九八基
衣に包んで病院の窓に過ぎし奮戦の日を	に副ふやく最も有效適切な方法をとる

日米通商條約廢棄問題

外務省情報部



32

一
去る七月二十六日、米國國務省は我が駐米大使館を通じて、明治四十四年に締結されて今日まで行はれて來たところの日米通商航海條約を、六ヶ月の豫告を以て廢棄する旨を通告して來たのであつた。

その通告の公文によれば、「米國政府は、米國と諸外国との通商航海條約について、これ等の條約をその本來の目的に副はしむるために、如何なる變更を加へることが必要であるかを検討しつゝあつたが、一九一一年に日米間に締結された通商航海條約が、そのうちに新らしい考慮を必要

とする條項を含んで居るものであるとの結論に達した。よつてそのやうな新たなる考慮の途を開くがために、且つ米國の利益を保護増進する目的を以て、こゝに米國政府は、同條約第十七條の手續によつてその廢棄の希望を通告し、これによつて本條約が附屬議定書と共に今日から起算して六ヶ月の後に終了することを豫期する」といふのであつた。

この米國政府の通告は、我が方としては勿論豫期しないところであつた。

もとより通商航海條約なるものは、常に變化極りない通商關係事項を規定するものであるから、一度結ばれた條約

が無限に双方の國を束縛することは不合理である。従つていづれも條約の中に廢棄に関する條項が設けられて居るのである。日米通商航海條約に於ては第十七條にそれが規定されてゐる。

故に、米國政府が今回廢棄の通告を行つたことは、この條約の第十七條によつたもので、手續の上に於ては條約に根據を有する合法的措置であるが、然し、米國政府の通告にあるやうな理由によつてこの條約を廢棄するのならば、この條約の中のいづれの條項が米國の利益を保護伸長するのに妨げとなるのであるか、或ひは如何なる點が修正を必要とするのであるか等の點について、明らかにこれを指摘してこれ等の點を適當に修正するために、現在行はれてゐる條約の改訂を要求するといふことを提議するか、或ひは、現在の條約は一旦廢棄するが、これに代るべき新らしい條約を急いで結ぶために交渉を始めたといふことを廢棄と同時に申入れるのが、一般に通商條約を取扱ふ外交上の慣例である。

然るに、今回の米國政府の廢棄通告は、さうした外交上

の慣例を全然無視した、友好國の普通の外交關係に於ては見られない措置である。こゝに、この通商條約廢棄の動機に對して、單に通告の公文に記されて居るやうな通商經濟上の理由からではなく、多分に政治的な理由が潜んで居るのであらうといふ推測が行はれるのである。

二

由來、米國の國是とするところは、米國は他の大陸紛争に捲き込まれず中立を保持することである。

一九三五年、エチオピア戦争に關して中立法が設けられたのも、この國是に基づくものであつたが、中立法はスペイン戦争を経て今度の支那事變にあつたわけである。然るに支那事變以來、中立法の不備が指摘されその改正が問題となつて居るのである。

本年の米國議會の勢頭に於て、ルーズベルト大統領はその教書の中に中立法の改正を勧告したのであつたが、その後、議會に於ては中立法改正に關する種々な議案が提出され、約半年に亘つて非常な論議が行はれたのであつた。

33

かくて去る七月十一日、上院の外交委員會に於て中立法の審議を明年一月の議會まで延期するといふ決議が通過したので、米國政府が希望して居た中立法の改正は遂に實現しなかつたのである。

そもそも中立法の改正が主張された理由は、歐洲に大戰が勃發した場合に、海軍力の優勢な英佛が制海權を握つて歐米兩大陸の交通線を確保し、米國の供給する軍需品の輸送を行ふことが出来るといふ點にあつたのであるが、然しこれは一方に於て支那事變に對しては、日本に都合がよく支那に不利な事情となるのであるから、中立法の改正と關聯して、日本に對して特別な措置を講ずるやうな方法を執るであらうと想像されてゐたのであつた。

果せる哉、中立法の改正が愈々、今期の議會に於て絶望となり、一方いはゆる現金拂白國船條項が五月一日を以て效力を失ふこととなつたが、日本に取つては少くとも來議會までは中立法が發動されず、軍需品の輸入については現状維持といふことになつたと同時に、七月十五日にはピットマン外交委員長の九國條約違反國に對する軍需材の輸出禁

止案が提出され、さらに、十八日には、明の大統領選舉に於ける共和黨の候補者と目されて居るヴァンデンバーグ氏から、日米通商航海條約の廢棄案が提出されたのであつた。

34

ビットマン外交委員長の提案は、九國條約に違反して米國の生命を危からしめ、また米國の權益を侵害した國に對しては武器彈薬は勿論、石油や鐵屑も賣ることを禁止せよといふ主旨である。

然るに、このビットマン案が上院の外交委員會の審議に移されると、委員會に於てこのビットマン案は日米通商航海條約に抵觸するといふことが問題となつたのであつた。一方は一律に他の諸國に對して或る品物の輸出を禁止するので無限り、或る品物を差別的に相手方の締約國への輸出を禁止することが出來ない約束になつてゐるのであるから、ピットマン案は、明らかにこの條項に違反することになるわけである。

四

こゝに於て外交委員會は一應國務省の意見を聽くこととなり國務省にこの旨を照會したのであつたが、ハル國務長官は七月二十一日に、議會は近く休會することになつて居るから、この輸出禁止案はこれを來議會まで延期した方が適當であると考へるといふ回答を送つて、日米通商條約抵觸問題に對する意見は明らかにしなかつたのである。

また、ヴァンデンバーグ氏の提案は、新らしき情勢に應じて米國の權益擁護の徹底を期し、且つ日本と新條約締結の交渉をするために、現行の日米通商航海條約の廢棄通告を行ふことを政府に要請するといふ決議である。

このヴァンデンバーグの決議案は、ピットマン案が國務省の意見を徵するまでもなく條約違反であるとの結論が豫想されたので、この點に對する非難を除いて日本に對する貿易制限を實現しようといふ目的で提出されたものであると見られてゐるのであるが、この案もピットマン案と同じく、各方面に於て相當反対があり、結局、議會の通過は困難であらうと傳へられてゐたのである。

然るに、二十六日、即ち、日米通商條約廢棄通告の發せ

られた日の午前に至つて、突如ヴァンデンバーグ案の審議が延期され、その午後廢棄の通告が突如として日本に向つて發せられたのであつた。

支那事變に對する日米の關係は、事變の當初に於ては米國は公正なる態度を示して居り、我が方としても特に米國の權益の尊重について意を用ひて來たのであつた。従つてこの間二三の不可避の事件が發生したのであつたが、いづれも圓滿なる解決を見つけて、何等、日米間に疎隔を來すが如き事實が存在しなかつたのであつた。

故に我が方としては、支那事變に對する帝國の眞意を諒解し、進んで東亞新秩序の建設への協力を答まざらんことを期待したのであつたが、歐洲に於けるいはゆる全體主義國家と民主主義國家との對立が激化しつゝある情勢と相俟つて、米國內に於ける全體主義國家排撃の輿論が高潮した事情もあり、最近に於ては日本に對する感情も相當悪化し、

35

如き措置に出たものであらうと推測される。

要するに、今度の日米通商航海條約の廢棄は、甚だ複雑し

た事情の下に行はれたものであるが故に、我が方としては、

慎重に事情を考慮して適當なる對策を樹立すべきである。

なほ、日米通商條約の廢棄通告が、恰も日英東京會議に

於て、天津問題の背景をなすところの一般原則に關する意

見の一一致が成立した直後に發せられたことについて、米國

新聞等に、日英會議に於て英國が執つた態度の如何に關は

らず、米國は獨自の方針を以て進むべく日本の對支行動

を承認するものでないことを表明するために行はれたもの

であるといふやうな論調を下してゐるものもあるのである。

然しながらかくの如きは極めて當を失した見解であつて、

現在米國に見受けられる日本に對する誤解は、戰爭遂行の

途上である非常事態から直ちに將來を推測して誤つた結論

に到達して居ることに基づくものであつて、この種の誤解

は事變の終ると共に消失すべきものであらう。

なほ、通商條約の廢棄に對する各新聞の所報等を綜合す

るに、中立法改正の不成立その他の内政上の意味も多分にも

つてゐることが想像されるのであるが、かうした事情のた

めに日米通商條約が犠牲となつたものとしたならば、我が

力としては甚だ迷惑千萬の次第である。

☆ 斷乎と守る北洋の權益

北洋艦隊と歸ひ、ソ聯の不法壓迫を蒙りつゝ、五萬人のわ

が漁夫は敢然と既得權益を守つて、撞れども堅きみ場面を繰

り返してゐる。

× ソ聯の示威とわが監視

× 鮭の沖取及び陸揚漁業の壯觀

× 鮭の加工

× 『漁獲を衝いて』 北洋漁業をみる (記事)

☆ 九段の父に會ふ

八月六日、全國津々浦々から上京した被廢君親の代表千三

百二十四名は舊國の社廟に今は亡き父の靈と相見入、會ひた

かつた父と心ゆくまで對面の感激に浸つた。

☆ 海外通信

内閣情報部編輯

定價十銭

寫眞

第八十七號

八月十六日發行

週報

興亞奉公日がきまるまで

御承知の通り「公私生活を刷新し戰

時態勢化するの基本方策」が國民精神

總動員委員會で決定され、開議もその

趣意を大體相當と認め、實行し得るも

のから順次之を實行することになつ

て居つたのでありますが、その基本方

策の中に、實行項目として先づ第一に

「國民生活日の設定」といふ事があります。

「政府は毎月一定の日を國民生活日

と定め、特に當日は全國民戰場の勞

苦を憇び、強力日本建設に向つて邁

進して、嚴肅團結なる氣分を以て國民

生活綱要に刷り日本精神を如實に顯

現して、自肅自省、之を實際生活の

上に具現し恒久實踐の源泉となす日

たらしむること」

興亞奉公日 設定の貞	
興亞奉公日 設定二關スル件	(昭和十四年八月八日閣議決定)
國民精神總動員委員會決定ノ「國	四、實施項目 取り敢へズ國民精神
民生活日」ノ趣旨ヲ採擇シ左記ニ	神總動員委員會決定ノ「國民生
依リ興亞奉公日ヲ定ム	活綱要」ノ趣旨ノ遵守執行但シ
一、趣旨 當日全國民ハ舉ツテ體	地方ノ實情ト對象トニ應ジテ項
場ノ勞苦ヲ慨々自肅自省之ヲ實	目ニ於ケル多少ノ增減變更ハ差
際生活ノ上ニ其項スルト共ニ興	支ナク且ツ右ノ實施ニ關スル具
並ノ大業ヲ翼賛シテ一億一心奉	體的方針ハ地方ニ於テ夫々其ノ
公ノ誠ヲ效シ強力日本建設ニ向	實情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノ
チテ進進シ以テ恒久實踐ノ源泉ニ	トス
タラシムル日本ノモノトス	五、實施 昭和十四年九月ヨリ實
施シ事變中ニ續々スルモノト	ス
二、名稱 興亞奉公日	
三、日 一日	

家庭でも亦い御飯をたいて心を新たにするとか、或ひはその月の計を立てるとか、種々と意義のある日となつてをります。現に工場などで一日には國旗掲揚式を舉行したり、揃つて神社に参拝したりしてゐる所も少くないのであります。従つて「興奮奉公日」の趣旨に照して一日といふものは極めて適切であると思はれるのであります。

一方七日説も今次事變との關聯を考へ、特に戦場を偲んで自肅自省、これを生活の上に現はざうといふ趣旨からすると、これまた非常な日とも思はれるのであります。現にこの日を選んで自肅自省、已修養の日として實踐してきた地方もあつたのであります。

また今回のいはゆる「國民生活日」設定に當りましても、各地方では大變熱心で、中央で政府の決定するのを待ち

されず、早くから實行委員會を開いてその府縣限り國民生活日を認定された所も二三あります。が、それには七日とさめたやうであります。——もともとその決定の際、政府できまつたらそれによるといふ留保付のやうにもきて居りますが一例へば大阪府では「戰場を偲ぶ日」と名付け、愛知縣では「縣民報國日」と稱し、また廣島縣では「縣民克己日」とひ、また徳島縣では「國民生活日」を固有名詞とし、いづれも七日を以てこの日と定め、八月七日既に實行せられたといふことです。一日説、七日説、いづれも相當の理由がありしつれも結構に相違ありません。開闢では相談の結果一日といふことに決定されたのであります。

よいでせうか。
國民精神總動員委員會でこの「國民生活日」の設定といふ問題が審議され
た當時を回顧しますと、最初の案には
この日は「國を擧げて一切の歡樂場(くらげば 場)を休業せしめ酒無し日とする」と
いふ意見があつたのであります。が、い
よいよ決定に際しては、最初に述べ
たやうになつたのであります。即ち考
へ方としましては「強制力による享樂
の廢止がなければ徹底ができない」とい
ふ考へ方と、「かういふことはあくま
で自發的でなければならぬ」といふ
考へ方と、二通りあるわけであります
が、徒らに強制力を用ひて國民の業務
または生活を脅(おど)かすといふことは固
より好ましいことではなく、あくまで
自發的であり、自肅自省の結果に期待
したいといふことになつたのであります。

39

この所謂「國民生活日」に就いては、政府於て毎月一定の日をきめて賛ひたいといふのが委員會の意見であります。よつて先般來内閣情報部の定例國民精神總動員部會で、各省關係官の間で協議を進めておりましたが、大體成案を得て荒木大臣に報告し、先日荒木大臣から閣議に詰り、諸大臣の意擇もきく、その結果去る八日の閣議に於て正式に「興亞奉公日設定ニ關スル件」が決定されたのであります。かくて基本方策に所謂「國民生活日」は、こゝに「興亞奉公日」といふ名稱を以て設定され、更に八月十一日の閣議決定により之に關しての内閣審議が發せらるゝに至つたのであります。

設定の趣旨

「興亞奉公日ヲ定ム」といふわけで、名稱は「興亞奉公日」、日は毎月一日といふことになりました。設定の趣旨は次のやうに規定されてをります。

民奉公日」「國民反省日」「興亞生活日」「興亞報國日」「興聖奉公日」等々、その中から選ばれたのが、この「興聖奉公日」—「一興亞の大業を翼賛して全國民が奉公の誠を效す—まことに國家的であります。また國民的であり、如何にも時宜に適した名稱を得たものと喜ばしく思ひます。

それならばいはゆる「一定の日」といふのは何日にするのが適當か。これについては一日説と七日説とが大部分であります。一尤もある縣の實行委員會では、二十一日説といふのもあつたさうです。これはその頃月給を貰ふからだといふのでした。

それはとも角として、一日説と七日説とはいづれも相當の理由がありますと、一日説によりますと、一日といふのは、わが國で古來祭神を重んじ特に朝早く起きて神社にお参りするとか、

民奉公日」「國民反省日」「興亞生活日」
興亞報國日」「興亞奉公日」等々、その
中から選ばれたのが、この「興亞奉公
日」—興亞の大業を讃美して全國民が
奉公の誠を效す—ことに國家的であ
りまた國民的であり、如何にも時宜に
適した名稱を得たものと喜ばしく思ひ
ます。

それならばいはゆる「一定の日」とい
ふのは何日にするのが適當か。これに
ついては一日説と七日説とが大部分で
あります。尤もある縣の實行委員會
では、二十一日説といふのもあつたさ
うです。これはその頃月給を貰ふから
たといふでした。

それはとも角として、一日説と七日
説とはいづれも相當の理由があります
。一日説によりますと、一日といふ
日は、わが國で古來祭祀を重んじ特に
早く起きて神社にお参りするとか、
よいですか。

國民精神總動員委員會でこの「國民
生活日の設定」といふ問題が審議され
た當時を回顧しますと、最初の案には
この日は「國を擧げて一切の歡樂場
を休業せしめ酒無し日とする」と
いふ意見があつたのであります。が、い
よいよ決定に際しては、最初に述べ
たやうになつたのであります。即ち考
へ方としましては「強制力による享樂
の廢止がなければ徹底ができない」とい
ふ考へ方と、「からいふことはあくま
で自發的でなければならぬ」といふことは固
考へ方と、二通りあるわけであります。
が、徒らに強制力を用ひて國民の業務
または生活を脅かすといふことは固
より好ましいことではなく、あくまで
自發的であり、自肅自省の結果に期待
したいといふことになつたのであります。

そこで去る八日閣議決定になりまし
た「興亞奉公日設定ニ關スル件」により
ますと、實施項目については次のやう
に定められてあります。

取り敢へズ國民精神總動員委員會
決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ遵
守勵行、但シ地方ノ實情ト對象トニ
應ジテ項目ニ於ケル多少ノ増減變更
ハ差支ナク、且ツ右ノ實施ニ關スル
具體的方法ハ地方ニ於テ夫々其ノ實
情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノトス
が「國民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守勵行」これ
が「興亞奉公日」に於ける全國民の實施
項目であります。

委員會決定の「國民生活綱要」と申し
ますのは「早起勵行」「報恩感謝」「大和
協力」「勤勞奉公」「時間嚴守」「節約貯
蓄」「心身鍛錬」の七項目であります。

これは地方の實情、或ひは對象に應じ
て適當にきめられ、またその具體的な實

いた當日の實施項目が定められており
まして、殊に長期建設に即應する節素
生活の敢行と統後國民生活、特に都市
生活の非職時色採殺のためには相當細
かな實施事項が示されてゐるのであり
ます。

恒久實踐の日

かやうにこの日は特に職場の勞苦を
忍んで心持を建て直し「國民生活綱要」
に刷り、日本精神を如實に現して自肅
自省之を實際生活の上に具現し、恒久
實踐の源泉となる日」とするのであり
ます。内閣告諭の中にも「毎月一日ヲ
以テ興亞奉公日ト定メハ恒久實踐ノ
源泉タラシム」とあります。恒久實踐
の源泉たらしめることが大切で、
あります。興亞奉公日の實施事項、こ
れは何もその日一日だけやればそれで
よいといふ譯のものではありません。

行動目もそれ／＼實情に即應するやう
きめられてよいのであります。即ち新
展開の基本方針通り、あくまで地方
實情即應主義が採られたわけで、地方
色を十分に出されて差支へないのであり
ます。

前に述べた通り、既に實行委員會で
見ました、大阪府その他の縣の實行細目を
見ますと、大阪府では「當日ノ行事又
ハ實施項目」として次のやうな諸項目
をきめてゐます。

(イ)早起 (ロ)道拜 (ハ)正午の默
禱 (ニ)一汁又は一菜 (ホ)禁酒
(ヘ)宴會廢止 (ト)學校體育場に
於ては可成當日を期し神社參拜展藝
消粧 講話、講演その他節制ある團
體訓練を計畫實施すること (チ)料
理屋・お茶屋・カフェー・喫茶酒場遊
戯場・興行等の自虐
かるいふ項目であります。

また鹿島縣では六項目を定めて戰時
生活に微するの機會たらしめることを
期してります。即ち
一、早朝神社ニ參拜シ武運長久祈願
ヲナスコト
二、終日禁酒禁煙ヲナシ堅持久ノ
精神ヲ啓培スルコト
三、克己辨當ノ撫行、一汁又ハ一菜
等ノ簡素生活ヲナシ節約ヲ圖ルコ
ト
四、早起キ徒步主義等ヲ撫行シ健康
増進ニ留意スルコト
五、遊覽、觀劇其ノ他遊樂的行為
ヲ一切慎ミ生活ヲ緊張ヲ圖ルコ
ト
六、以上各項ヲ撫行スル外當日多少
ニカカハラズ克己貯金ヲナスコト
この六項目であります。

愛知縣の「縣民報國日實施要綱」を
見ましても、中々細目に亘つてゆき届
た此の一日前だけは神妙にして翌日は相
もかばらずといふことではないやうにし
たい。この日にやつた事がその後のよ
い習慣を生むといふことであつて欲し
い。
例へば、今まででは寢坊であった人が、
興亞奉公日に「早起勵行」で早起して見
たら大變氣持がよい、その翌日も又そ
の翌日も早起するやうになり、遂にこ
れが繼續するやうになつたと假定しま
すと、これこそ興亞奉公日をしてその
意義あらめたわけであります。早起
は三文の徳といひますが、三文どころ
か、個人的にも延いて國家的にも大變
な徳になるとと思ひます。「一日坊
主」で終らぬやう恒久實踐の源泉たら
しめたいのであります。

下縣民毎日々ノ繼續的實施事項タラ
シメ以テ習ヒ性ヲ成スノ域ニ達セシメ
ルノ要アリ」と書いてありますが、全く
その通り、恒久實踐の源泉たらしめて以
て習ひ性を成す域に達せしめてこそ意
義があるのです。一日だけの模
範的生活日で終つては困りますし、ま
しめてはならない。むしろ積極的に國

策に協力し國力増強に努力する日でありたいのであります。

強力日本の建設へ

國民精神總動員といふことは、前にも幾度か申し上げたやうに、東亞新秩序の建設を目指しての強力日本建設の運動であり、當面の目標として國力倍加國力の増強に力を盡さねばならないのでありますから、この興亞奉公日はあくまでも國力の増強を圖り強力日本建設に邁進する日でなければならぬのであります。

それ故に、内閣告諭に於ても「是ノ

日即ち全國民が特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自衛自省的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼賛シ以テ國力ノ増強ヲ圖リ強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ」と明らかにされてゐるのであります。從つて國民

またこの突然の中を前線で生命を的に働いて居られる將兵諸君の勞苦を偲べば、それだけで大いに自衛自省しなければならないわけであります。ある大臣の努力が、今日の帝都を築き上げたやうに、今次事變の戰火の中から昂揚する國民精神が明日の強力日本を建設しなければならぬのであります。そのための努力の小さい實踐はこの「興亞奉公日」の繰り返すことによつて強調され、訓練され、恆久化されて、こゝに初めて大きな目的に到達することとなるのであります。

從來内閣告諭は滅多に發せられたことはありません。事變勃發直後國民精神總動員の實施されるに當つて發布されたことは、まだ御記憶に新たなることと思ひますが、今回この興亞奉公日設定を機とし、特に内閣告諭の發せら

精神總動員の強調日であり、また訓練祭り誦きの形式的な記念日ではあります。まだ委徴沈滯した消極的な日とせず、あくまでも嚴肅であり開拓な御奉公日でありたいのであります。

御奉公の日でありたいのであります。そこで、あくまでも嚴肅であり開拓な例へば娛樂機關のやうなものもいきなり休むことを考へないで、むしろどうしたら國策の普及徹底に協力できるか工夫して貰ひたいのであります。

かやうな譯でありますから「興亞奉公日」は全國的なものであります。この一日は全國津々浦々、一億の國民が一心になつて、その決意を新たにして模範的な生活をしよう、そしてどんな小さな實踐でもそれがつゝりつゝて大きな目的を達成するに役立つやうに、億の國民が各自抱く傳統的な精神力大和魂を總動員して國家總力の發揮に努めよう、かくてこそ「國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タルサルヘカラ。」と御詠じになつた御勅諭の聖旨に對へ奉る所以ではないか。茲に興亞奉公日の意義が存するのであります。それ故に内閣告諭に於ても平沼内閣理大臣は「全國民必ズヤクク此ノ題旨ヲ諒トシ小ナル實踐モ之ヲ積シテ大ナル目的ニ到達セシメ傳統的精神力ヲ集結シテ國家總力ノ發揮ニ努メ以テ、報旨ニ奉對スル所アラン。是レ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ」と言つてをられるのであります。

この興亞奉公日は来る九月より實施し事變中繼續することに開設決定され

てります。即ち第一回興亞奉公日は来る九月一日であり、恰もこの日

は關東大震災の日に當るのであります。

あの慘憺たる災禍の日を想ひ起し

「公私生活を刷新し戰時態勢化する基本方策」具體化の各省

分擔表

事項	擔任官廳
一、料理店・飲食店、カ	
フエー、待合、遊戯場	文部省
等の營業時間の短縮	内務省
二、ネオンサインの抑	内務省
制	
三、一定の階層の禁酒、	文部省
一定の場所の禁酒	鐵道省
四、冠婚葬祭に伴ふ弊	文部省
風打破	厚生省

- (備考)
1. 擔任官選は速かに眞摯の計画を立致し主なる協力官廳及中央機関と協議を経て實施に移すこと。
2. 擔任官廳立派の結果を認めるに認めるときには協力官廳は別途獎賞及其他の酬賜を設ける。
3. 中央機関は別途獎賞及其他の酬賜を設ける。
4. 内閣情報部必要に經じ音信又は團體相互通の連絡調整を圖ること。
5. 外地關係に付いては指揮官に於て適宜其變化を図ること。

資料

戦時下の労務動態

最初の労働統計毎月實地調査發表さる。

内閣統計局では「労働統計毎月實地調査令」(昭和十四年勅令第二百八十三號)による最初の調査として本年六月の労働統計を八月十日發表した。これは從來同局と日本銀行とで發表してゐた労働關係の統計を合せ、内容を改善したもので、調査方法は同令の規定により、全國の中三十三府縣の工場、交通事業體及び全國の鎌山合計六千九百二十の事業體について毎月實地調査をするもので、六月分がその第一回分である。

この概要是左の通りであるが、まづ目立つことは、昭和十二年七月、即ち事變直前に比して、二十歳未満の男子青少年工の激増、實際の労働時間たる延質就業時間指數の增加がうがはれるに反して、實質賃銀指數は、工場では男子は一〇%、女子は二%減を示してゐることなどである。

一、男子労働者に関するもの

就業人員指數	内 (二十歳未満)	内 (二十歳以上)
就業人員指數	一〇〇	一〇〇
二十歳未満の者の一日平均賃銀實額	二八・五	二七・四
二十歳以上の者の一日平均賃銀實額	二八・五	二七・四
二十歳未満の者の實收貨銀指數	一〇〇	一〇〇
二十歳以上の者の實收貨銀指數	一〇〇	一〇〇
實質賃銀指數	一〇〇	一〇〇
二十歳未満の者の一日平均貨銀實額	二八・五	二七・四
二十歳以上の者の一日平均貨銀實額	二八・五	二七・四

就業人員指數	内 (二十歳未満)	内 (二十歳以上)
就業人員指數	一〇〇	一〇〇
二十歳未満の者の一日平均貨銀實額	二八・五	二七・四
二十歳以上の者の一日平均貨銀實額	二八・五	二七・四
二十歳未満の者の實收貨銀指數	一〇〇	一〇〇
二十歳以上の者の實收貨銀指數	一〇〇	一〇〇
實質賃銀指數	一〇〇	一〇〇
二十歳未満の者の一日平均貨銀實額	二八・五	二七・四
二十歳以上の者の一日平均貨銀實額	二八・五	二七・四

最近公布の法令

内閣官房總務課

(海員養成所官制)
内閣官房總務課
(七月十日公布勅令第四百五十九號)
海員養成所官制改正ノ件
(七月十日公布勅令第四百五十九號)
船員素質の優秀化は海上産業の發展を期するに極めて緊要なる處從來我が國に於ては普通海員の養成施設の見るべきものなく教養並びに技術の向上に遺憾の點が少くないので組織的養成機関として海員養成所を設置したもので、職員として所長(委任官たる教諭を以て充てる)教諭二十八人等を置くこととし、之に伴つて海員養成所教諭の官等俸給を定めたものである。

- 三、男女總體に関するもの
- 四、就業時間指數
- 五、就業人員指數
- 六、就業時間指數
- 七、就業時間指數
- 八、就業時間指數
- 九、就業時間指數
- 十、就業時間指數
- 十一、就業時間指數
- 十二、就業時間指數
- 十三、就業時間指數
- 十四、就業時間指數
- 十五、就業時間指數
- 十六、就業時間指數
- 十七、就業時間指數
- 十八、就業時間指數
- 十九、就業時間指數
- 二十、就業時間指數
- 二十一、就業時間指數
- 二十二、就業時間指數
- 二十三、就業時間指數
- 二十四、就業時間指數
- 二十五、就業時間指數
- 二十六、就業時間指數
- 二十七、就業時間指數
- 二十八、就業時間指數
- 二十九、就業時間指數
- 三十、就業時間指數
- 三十一、就業時間指數
- 三十二、就業時間指數
- 三十三、就業時間指數
- 三十四、就業時間指數
- 三十五、就業時間指數
- 三十六、就業時間指數
- 三十七、就業時間指數
- 三十八、就業時間指數
- 三十九、就業時間指數
- 四十、就業時間指數
- 四十一、就業時間指數
- 四十二、就業時間指數
- 四十三、就業時間指數
- 四十四、就業時間指數
- 四十五、就業時間指數
- 四十六、就業時間指數
- 四十七、就業時間指數
- 四十八、就業時間指數
- 四十九、就業時間指數
- 五十、就業時間指數
- 五十一、就業時間指數
- 五十二、就業時間指數
- 五十三、就業時間指數
- 五十四、就業時間指數
- 五十五、就業時間指數
- 五十六、就業時間指數
- 五十七、就業時間指數
- 五十八、就業時間指數
- 五十九、就業時間指數
- 六十、就業時間指數
- 六十一、就業時間指數
- 六十二、就業時間指數
- 六十三、就業時間指數
- 六十四、就業時間指數
- 六十五、就業時間指數
- 六十六、就業時間指數
- 六十七、就業時間指數
- 六十八、就業時間指數
- 六十九、就業時間指數
- 七十、就業時間指數
- 七十一、就業時間指數
- 七十二、就業時間指數
- 七十三、就業時間指數
- 七十四、就業時間指數
- 七十五、就業時間指數
- 七十六、就業時間指數
- 七十七、就業時間指數
- 七十八、就業時間指數
- 七十九、就業時間指數
- 八十、就業時間指數
- 八十一、就業時間指數
- 八十二、就業時間指數
- 八十三、就業時間指數
- 八十四、就業時間指數
- 八十五、就業時間指數
- 八十六、就業時間指數
- 八十七、就業時間指數
- 八十八、就業時間指數
- 八十九、就業時間指數
- 九十、就業時間指數
- 九十一、就業時間指數
- 九十二、就業時間指數
- 九十三、就業時間指數
- 九十四、就業時間指數
- 九十五、就業時間指數
- 九十六、就業時間指數
- 九十七、就業時間指數
- 九十八、就業時間指數
- 九十九、就業時間指數
- 一百、就業時間指數
- 一百一、就業時間指數
- 一百二、就業時間指數
- 一百三、就業時間指數
- 一百四、就業時間指數
- 一百五、就業時間指數
- 一百六、就業時間指數
- 一百七、就業時間指數
- 一百八、就業時間指數
- 一百九、就業時間指數
- 一百十、就業時間指數
- 一百一十一、就業時間指數
- 一百一十二、就業時間指數
- 一百一十三、就業時間指數
- 一百一十四、就業時間指數
- 一百一十五、就業時間指數
- 一百一十六、就業時間指數
- 一百一十七、就業時間指數
- 一百一十八、就業時間指數
- 一百一十九、就業時間指數
- 一百二十、就業時間指數
- 一百二十一、就業時間指數
- 一百二十二、就業時間指數
- 一百二十三、就業時間指數
- 一百二十四、就業時間指數
- 一百二十五、就業時間指數
- 一百二十六、就業時間指數
- 一百二十七、就業時間指數
- 一百二十八、就業時間指數
- 一百二十九、就業時間指數
- 一百三十、就業時間指數
- 一百三十一、就業時間指數
- 一百三十二、就業時間指數
- 一百三十三、就業時間指數
- 一百三十四、就業時間指數
- 一百三十五、就業時間指數
- 一百三十六、就業時間指數
- 一百三十七、就業時間指數
- 一百三十八、就業時間指數
- 一百三十九、就業時間指數
- 一百四十、就業時間指數
- 一百四十一、就業時間指數
- 一百四十二、就業時間指數
- 一百四十三、就業時間指數
- 一百四十四、就業時間指數
- 一百四十五、就業時間指數
- 一百四十六、就業時間指數
- 一百四十七、就業時間指數
- 一百四十八、就業時間指數
- 一百四十九、就業時間指數
- 一百五十、就業時間指數
- 一百五十一、就業時間指數
- 一百五十二、就業時間指數
- 一百五十三、就業時間指數
- 一百五十四、就業時間指數
- 一百五十五、就業時間指數
- 一百五十六、就業時間指數
- 一百五十七、就業時間指數
- 一百五十八、就業時間指數
- 一百五十九、就業時間指數
- 一百六十、就業時間指數
- 一百六十一、就業時間指數
- 一百六十二、就業時間指數
- 一百六十三、就業時間指數
- 一百六十四、就業時間指數
- 一百六十五、就業時間指數
- 一百六十六、就業時間指數
- 一百六十七、就業時間指數
- 一百六十八、就業時間指數
- 一百六十九、就業時間指數
- 一百七十、就業時間指數
- 一百七十一、就業時間指數
- 一百七十二、就業時間指數
- 一百七十三、就業時間指數
- 一百七十四、就業時間指數
- 一百七十五、就業時間指數
- 一百七十六、就業時間指數
- 一百七十七、就業時間指數
- 一百七十八、就業時間指數
- 一百七十九、就業時間指數
- 一百八十、就業時間指數
- 一百八十一、就業時間指數
- 一百八十二、就業時間指數
- 一百八十三、就業時間指數
- 一百八十四、就業時間指數
- 一百八十五、就業時間指數
- 一百八十六、就業時間指數
- 一百八十七、就業時間指數
- 一百八十八、就業時間指數
- 一百八十九、就業時間指數
- 一百九十、就業時間指數
- 一百九十一、就業時間指數
- 一百九十二、就業時間指數
- 一百九十三、就業時間指數
- 一百九十四、就業時間指數
- 一百九十五、就業時間指數
- 一百九十六、就業時間指數
- 一百九十七、就業時間指數
- 一百九十八、就業時間指數
- 一百九十九、就業時間指數
- 二〇〇、就業時間指數

外務省官制中改正ノ件 (七月十二日公布勅令第四百六十九號)
外務部内臨時職員設置制中改正ノ件 (八月十二日公布勅令第四百七十一號)
在外公館職員定員令中改正ノ件 (八月十二日公布勅令第四百六十九號)
高等官等俸給令中改正ノ件 (八月十二日公布勅令第四百六十九號)
在外公館費用條例中改正ノ件 (八月十二日公布勅令第四百六十九號)
外務省調査官ノ特別任用ニ關スル件 (八月十二日公布勅令第四百六十九號)

主トシテ情報事務ニ從事スル外交官又ハ領事官ノ特別任用ニ
關スル件 (八月十二日公布勅令第四百六十九號)
大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞級ノ
規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件 (八月十二日公布勅令第四百六十九號)

外務省に於ける調査事務及び外交吏事に關する資料の編修を掌
らしめる爲め外務省調査官及び外務省編修官を設け、又同省各
部局の機能充實、在外公館修築、復舊、豫算、簡約等の爲め職員
の増減を行ひ、又ヴェネズエラ國、イターリ國、ブルガリア
國及びパナマ國に各專任公使の設置その他在外公館の新設、
廢止、昇格、事務増加等のため在外公館職員に對しても其の
増減を行ひ、尙ほこれ等に伴つて高等官等俸給令及び在外
公館費用條例中所要の改正を加へ、又外務省調査官及び主とし
て情報事務に從事する委任外交官等の在外公館職員に對する規
定の改正ノ件 (八月十二日公布勅令第四百六十九號)

◇機械工業試験所官制中改正ノ件 (八月十二日公布勅令第四百六十九號)

鉄道幹線調査會官制 (七月十二日公布勅令第四百七十一號)

東海道本線及び山陽本線に於ける旅客貨物の激増の趨勢に鑑み
其の輸送力擴充に關する重要事項を調査審議し且つ建議し得る
機關として本調查會を設置したもので會長一人（鐵道大臣）並び
に委員二十五人以内及び其の他臨時委員（關係廳高等官及び
學識經驗者中より任命する者）を以て組織されることになつてゐる。

◇拓務部内臨時職員設置制中改正ノ件 (七月十二日公布勅令第四百七十一號)

重要な物資の需給調整に關する事務並びに満洲移民の指導
監督及び移住地調査に關する事務の增加に伴ひ關係職員を増員
するための改正をしたものである。

◇保險院官制中改正ノ件 (七月十二日公布勅令第四百七十一號)

在瀬學校組合待遇員令中改正ノ件 (七月十二日公布勅令第四百七十三號)
◇會計事務協議會官制 (七月十五日公布勅令第四百七十四號)
各省會計事務の執行を一層適正ならしむるため大藏大臣の監督
の下に政府會計事務の執行に關する重要事項を調查審議する機
關として會計事務協議會を設置したもので同協議會は會長一人
(大藏次官)、委員二十人以内及び臨時委員を以て組織せられ委
員は大藏省主計局長、各省會計事務を擔任せる經理局長又は會
計課長その他の關係各廳高等官を以て充て、臨時委員は各廳高等
官中より任命せられることになつてゐる。

◇水產試驗場官制中改正ノ件 (七月十五日公布勅令第四百七十五號)

水產試驗場官制中改正ノ件 (七月十五日公布勅令第四百七十六號)
◇營林局署官制中改正ノ件 (七月十五日公布勅令第四百七十七號)
各處試驗場の組織及び職能に鑑み其の技師中一人を勤任と爲し
得ることとしたものである。

支那時局ホスター懸賞募集入選者發表

甲種(第一組シート)

一等 東京市葛飾區木田濱江町九一一 筆原章太郎
二等 大阪市東成區南中本町二二五號房 脇泰藏
三等 東京市目黒區上目黒七ノ二二八 大智浩
佳作 東京市九ノ内郵便ビル五四九號木谷春祐
東京市天王寺上木町九ノ五三号 水谷伸吉
兵庫縣川邊郡長尾村上中筋二ノ二 龍本山崎
龍本山崎町八 リカバ商業美術研究所内 水谷芳郎
大谷伸吉
東京市世田谷區大京町一四三號源
大坂市天王寺區上木町九ノ五三 水谷芳郎
廣島市安佐區光國通り 水谷芳郎
熊本市山崎町八 水谷芳郎

乙種(放題シート)

一等 東京市澁谷區代々木初臺七三番地西澤大六
二等 東京市京橋區京橋二ノ二京館三號稻垣知雄
三等 東京市杉並區西高井戸一ノ二三九 三戸森平
佳作 東京市芝區南久留町一ノ五三
東京市世田谷區大京町一四三號源
大坂市天王寺區上木町九ノ五三
リカバ商業美術研究所内 水谷芳郎
廣島市安佐區光國通り 水谷芳郎
熊本市山崎町八 水谷芳郎

尚ほ優秀作品は本月十六日より二十七日迄東京上野松坂屋に
於て開かれる「新時代の心構へ時局ホスター展覽會」に陳列して
あります。

後援

中國民族運動委員會
主催 國民精神鼓動委員會

商工省編纂圖書 織物產額月報

定價 每號十三錢
資料 共九種

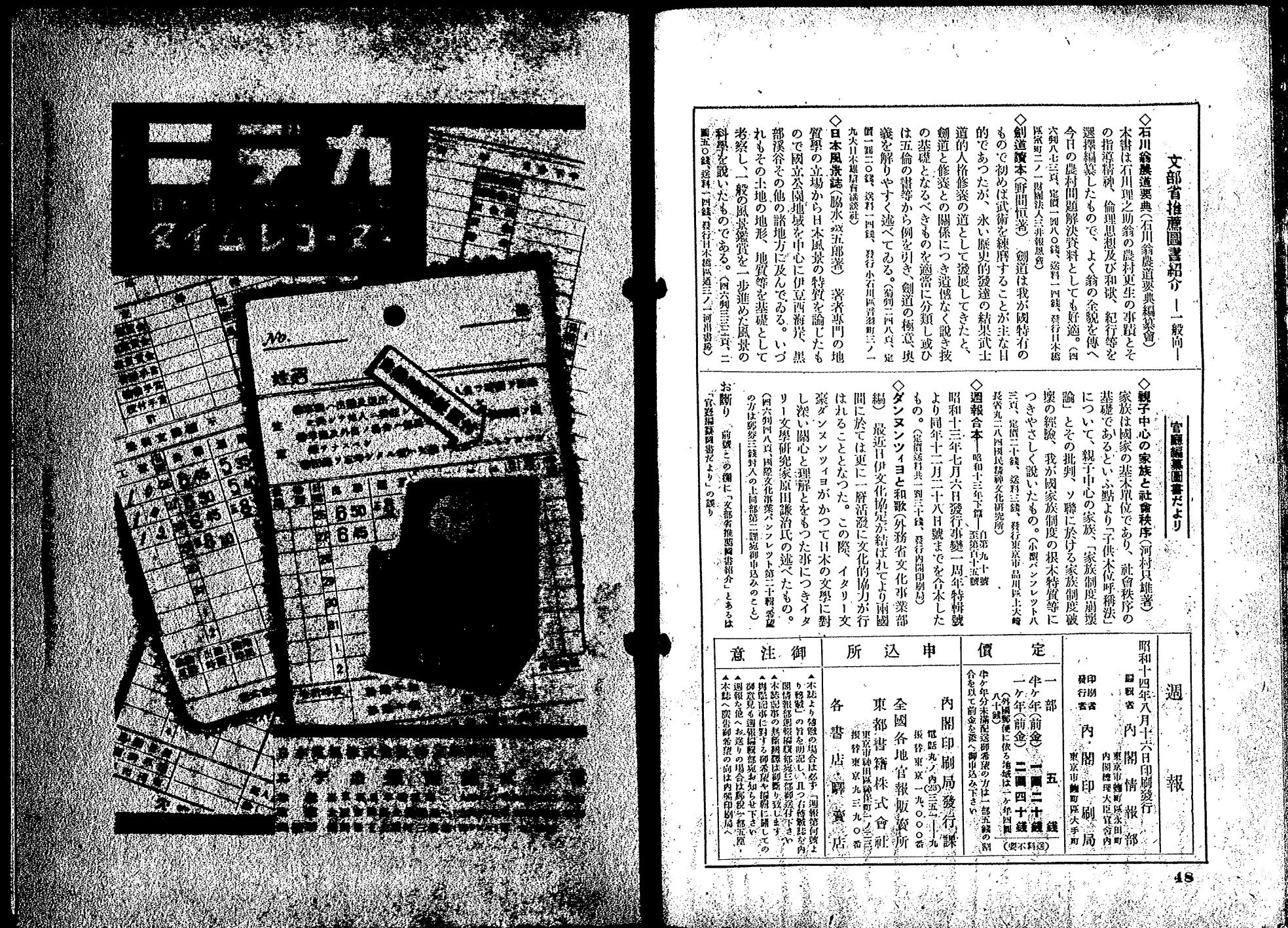
商工省依存通關に基き地方廳に於て造府織物の織物工業組合等につき每
月開示したるものと整理集計したものにて、國民生活の必需品として且
又重開出品として販賣を以つ日本工業の大宗織物工業の現状を鳥瞰し報へ
き確実の報紙

重要物資の配給統制(增刊中) 定價 二十五錢
配給統制を中心とした輸入、生産及び價格に拘らず統計を以てしたものの
で、現下の戰時經濟制に於ては物資の配給が最も重要項目の一つである
が、該統制の内容は頗る複雑の如く且つ其の理解と般の建設の難旨達
成に努力を盡さんとして公刊されたもの

輸出入品等に關する臨時措置 定價 一圓二十錢
(追録第十一回まで加除済)

時局關係者等の需給調製に於ける法規等に於て、內容を二種(輸出入品等に
關する臨時措置に於ける法律)及び綿糸・石炭・鐵料・生絲・金屬・機械等
化學製品の販賣、子母木材等の時局の需給調整に於ける法律等に於
て、因特急自転車の規定の改定ある毎に向後逐次行の加除により加除前止出來るもの

工場製造規則に基き、五人以上の職工を雇用する工場主より提出せる開立表に於ける工場主の資本額を以てしたものが五人以
て、因特急自転車の規定の改定ある毎に向後逐次行の加除により加除前止出來るもの



露光量違ひにより重複撮影

文部省推薦圖書紹介 一般向

◇石川翁農道要典(石川翁農道要典編纂會)

の指導精神、倫理思想から手引、新刊行物等を選擇編纂したもので、よく翁の全貌を傳ずる。今日の農村問題解決法資料としても好適。六鉄八七五頁、定價二四八〇錢、送料一四錢、發行日大正九年三月二日、販賣法人三井報書寫

的であつたが、冰い堅りの發達の結果來道的人格修養の道として發展してきたと劍道と修養との關係につき遺憾なく説きの基礎となるべきものを適當に分類し或は五倫の書等から例を引き、剣道の極意義を解りやすく述べてゐる。(菊判三四八頁) 金一四錢、發行小石川區翁翁別院三
九日木本雅吉著述
◆日本風景誌(勝水城五郎著) 著者黒川の質學の立場から日本風景の特質を論じたので國立公園地域を中心伊豆西海岸、部溪谷その他の諸地方に及んでゐる。いれもその土地の地形、地質等を基礎とし考察し、一般の風景鑑賞を一步進めた風景評論である。(内判三三三頁) 金一四錢、發行木本雅吉通二、河川出荷量
■五〇錢
通二、河川出荷量

◇親子中心の家族と社會秩序（河村只賀著）
家族は國家の基本單位であり、社會秩序の基礎であるといふ點より「子供本位呼稱法」について、親子中心の家族、家庭制度崩壊論」とその批判、ソ聯に於ける家族制度破壞の經驗、我が國家制度の根本本質等につきやさしく説いたもの。（小形パンフレット八頁、定價二千銭、送込三錢、發行東京市品川區上大崎長若九二八四國民精神文化研究所）

◇週報合本一昭和十三年下算（自第十九十號至第二百二十號）（月刊内閣別刷）
昭和十三年七月六日發行事變一周年特號號より同年十二月二十八日號までを合本した
もの。（定價舊每冊一圓三十錢、發行内閣別刷）

◇ダンヌンツイヨと和歌外務省文化事業部編
最近日伊文化協定が結ばれてより兩國間に於ては更に一層活潑に文化的協力が行な
はれることとなつた。この際、イタリイ文學家ダンヌンツイヨがかつて日本との文學に對
し深い關心と理解をもつた途につきイタリイ文學研究家原田謙治氏の述べたもの。
（西大約四八頁、因國文化事業パンフレット第二十種、發行内閣別刷）

の方は窮屈三錢封入の上同部第二課御印申込みのこと）
お断り 前號との繋り文部省推進國書紹介」とあるは
（官選監督出だより）の誤り

意注御		申込所	定價	昭和十四年八月十六日印刷發行	
				圖書部	報部
半ヶ年(前金)	一 部	内閣印刷局	圖書部	東京市葛飾郡新宿町	東京市葛飾郡新宿町
二ヶ年(前金)	五 部	内閣印刷局	圖書部	内閣總理大臣官舍内	内閣總理大臣官舍内
(外國郵便に依る場合は二ヶ年四箇月 八十錢)	二 圖四十錢	内閣印刷局	圖書部	東京市葛飾郡大手町	東京市葛飾郡大手町
少年半未満配達料希望の方は一部五錢の割 合を以て前金を支拂へ御申込み下さい	(要不料送)				
各書店 聞賣店	内閣印刷局發行課				
東都書籍株式會社	電話九三五〇一九 振替東京一九〇〇〇番				
全國各地官報販賣所	東京市中央區神田三三三 振替東京九三九〇番				
本誌部の禁錮懲罰は切斷し候ります					
本誌部に對する禁錮懲罰は切斷し候ります					
御見るに對する禁錮懲罰は切斷し候ります					
週報が危へお送りの場合は郵報一部五厘					
本誌部へ廣告頒布の場合は内張印刷局へ					



文部省推蘆圖譜紹介 上二編

官廳編纂圖書だより

週報

文部省指叢圖書紹介 上集

△石川翁恩道要典(石川翁著)指叢圖書紹介(編纂會)

本書は右用印と右角印と右肩更生の事蹟とて
の指叢島神、倫理思想及び和歌、紀行等を
選擇し、是れにててよく翁の全貌を傳へ
今日の農村問題解決資料として重宝す。西
六代八王の立憲、六代、新嘉見、西郷、有田、伊
庭富蔵、今井義賢、吉田松陰、
△劍道讀本(野間眞吾著)、剣道は我國特有の
もので初めは武術を練磨することを主な目
的となつたが、次いで更に發展したので、
道の人格修養の道として發展して来た。
剣道と修業との關係について、武儀論、説き按
の基礎となるべきものを遺稿等分掌、或い
は五輪の書等から例を引いて剣道の根柢と鬼
義を解りやすく述べてゐる。第四回以降は、定
質(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)小石山(七)等である。
第九回は御前着合である。

八、親子中心の家族と社會秩序（河村只雅著）
家族は國家の基本単位であり、社會秩序の
構成であるといふ點より、子供本位呼稱法
について、親子中心の家庭、家庭制度、國政
論にとの批判。ソ連に於ける家庭制度破
壊の経験、我の國家庭制度の根本特質等に
つゞいて、説いてゐる。小説シナリオ「父
の愛憎」（太宰、又吉、大庭、森繁、市川、高橋、上木大
吉著）、八田民易講義（佐藤茂庵）
九、週報合本（昭和十三年六月一日至六月十五日）
昭和十三年七月六日發行事變一周年特輯號
より同年十一月二十八日號はを合本した
もの。赤旗社主著「事變一年」（前略）
一、ダンヌンツイヨと相敵、外務省文化事務部
（前略）最古日伊合作の現状と傾向、中國問題
に於ける東洋、歐洲諸國との政治的、經濟的、文化的協力が行
はれるところなど。この際、イタリー文
学者ダンヌンツイヨが、かつて日本の文學に對
し深い關心と理解をもつた事につきイタ
リイ文學研究家原田謙治氏の述べてゐる。
（前略）利西ハ、國際文化事業ハシラレット第二不動希望
の方は既々、該社人の上同部長（即安藤重治のこと）
お断り 諸君この欄に「文部省推進書籍目録」とあるは
「官公私禁書目録」だより、の誤り

Digitized by srujanika@gmail.com

露光量違いにより重複撮影

編 部 情 報 閣 內

週報

號目三十二月八

時局下の海運

歐洲大戰と食糧政策
團體郵便年金と定期年金
事變下の南洋
メキシコを繞る石油問題

五錢

第一四九號

昭和十四年八月二十三日第
（郵便物認可行）

内閣印刷局印刷發行

週報

昭和十四年八月十六日
（郵便物認可行）



(判LA51格規定國はさ大の書本)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

内閣情報部編輯

週報

八月三十二日號

時局下の海運

歐洲大戰と食糧政策
團體郵便年金と定期年金
事變下の南洋
メキシコを繞る石油問題

五錢

第一四九號

昭和十四年八月二十一日第一回水曜日發行
昭和十四年八月二十六日第三種郵便物認可
(毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

週報

SANKYO
共

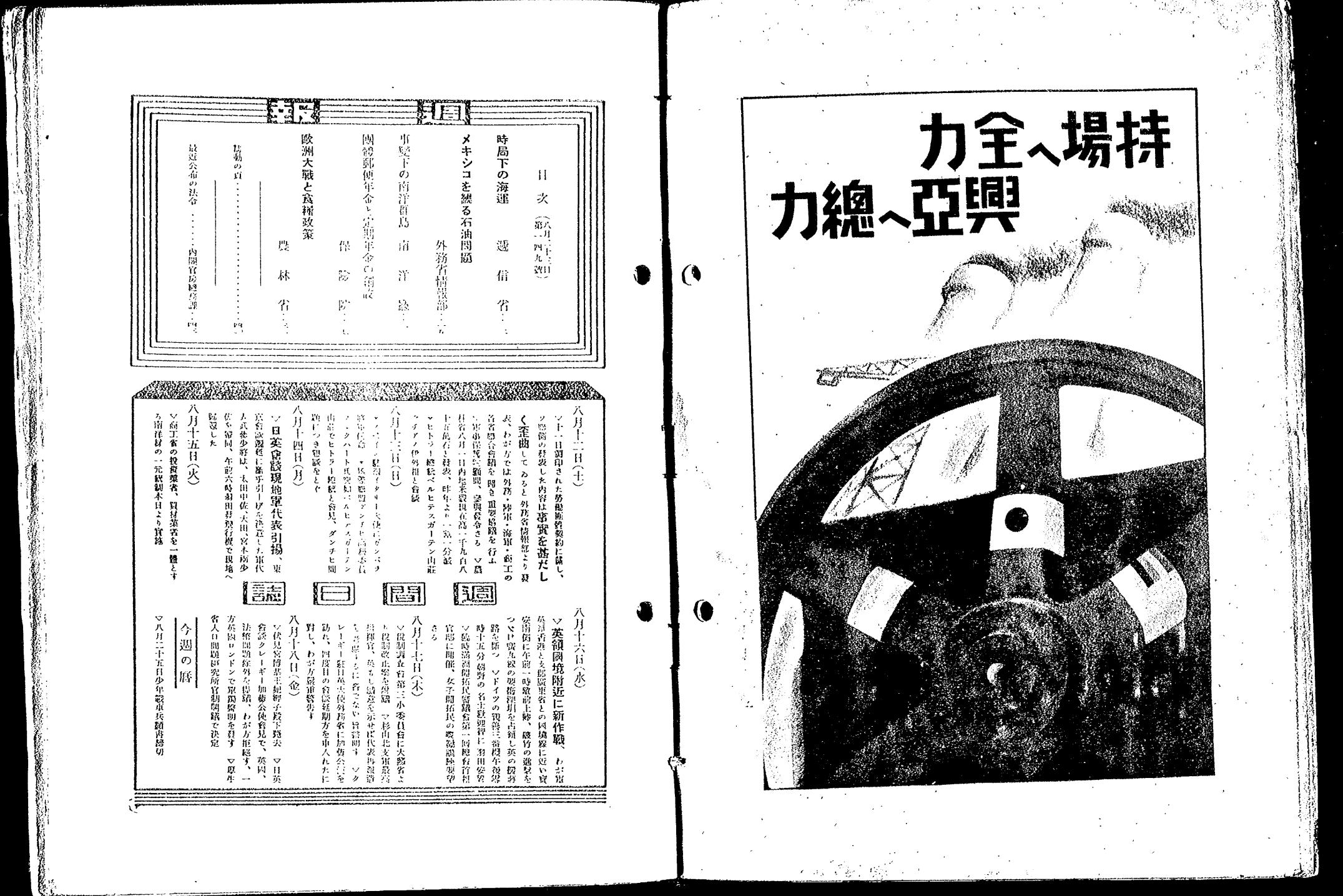
疲労恢復に ビタミンB剤 オリザニン

運動や労務によりビタミンBが大量に消費され、その結果体内に乳酸が蓄積しがが疲労の原因となります
オリザニン(ビタミンB)の補給はこの素因発生を防ぎ疲労を防止します。スポーツ、勉強、教育等に適応されます
(説明書進呈) 50錠・1.20

東京都日本橋區京町
三共株式會社

(判LA51格規定國はさ大の書本)

アサヒ新聞社
ASAHI SHIMBUN CO., LTD.



露光量違いにより重複撮影